

# 配付税の配分方法の実態とその効果について

中 村 稔 彦

## <要 旨>

わが国初の使途の限定のない恒久的な地方財政調整制度である配付税は、1931年の構想から10年もの歳月をかけて、ようやく1940年に地方分与税の一部として創設された。日本地方財政調整制度史上、重要な地位を占める配付税であるが、配分方法については、毎年度多くは、当該年度限定の地方分与税法の附則や内務省・大蔵省令の地方分与税法施行規則の附則、規定、特例で運営されており、しかもこれらが毎年度のように改正されていた事実は知られていない。また、新たな規定や改正の配付額への影響や効果は、ほとんど検証されておらず、それに伴う当該機能も十分には解明されていない。本稿では、配分方法について、平年度の法本則、規則本則の内容と経過年度の法附則、規則附則、規定、命令に分けて整理し、その後の法改正と規則を含んだ様々な命令等を概観した上で、実際にこれらが、各団体の配付額や配付税の機能にどう影響したか、性格と歴史上の位置づけはどうか等を明らかにする。

## はじめに

わが国初の使途の限定のない恒久的な地方財政調整制度である配付税は、1931年の構想から10年もの歳月をかけて、ようやく1940年3月に地方分与税の一部として創設された。日本地方財政調整制度史においてはもちろん、日本地方財政史の展開においても、重要な地位を占める配付税であるが、配分方法については、毎年度多くは、地方分与税法（以下法と記載）の本則や内務省・大蔵省令の地方分与税法施行規則（以下規則と記載）の本則だけでなく、当該年度限定の法附則や規則附則、内務省（総理庁・総理府）・大蔵省令の規定、特例で運営されており、しかも毎年度のようにこれらが改正されていた事実はあまり知られていない。また、その新たな規定や

改正が配付額の配分へどのような影響や効果を与えていたかについては、ほとんど検証されておらず、更には、それに伴う当該機能についても十分には解明されていないというのが現状である。

配付税の研究者がこれまでほとんどいなかったことや配付税制度が戦中戦後期を通じて施行された制度であったこと<sup>(1)</sup>が最大の要因である。そのため、配付税の配分方法に限った先行研究はないが、日本地方財政史研究の大家である藤田武夫が、藤田 [1948<sup>(2)</sup>] の中で、配分方法の法本則の規定と一部改正内容について詳細に述べている。また、配付税の実績として、1940年度から1947年度までの道府県配付税、大都市配付税、都市配付税、町村配付税の各総額、配付税総額等を一覧表にまとめている。

更に藤田 [1959<sup>(3)</sup>] の中では、当該研究を一步進め、「配付税の配分は、当初から道府県100分の

(1) 昭和財政史では、戦中期と戦後期で分析期間が分断されたため、配付税制度の全貌を明らかにするには至らなかったということができよう。

(2) 地方財政委員会編 [1948] 119～150頁。

(3) 藤田 [1959 a] 42～63頁。

62市町村100分の38と、道府県に強く比重がかかり、終戦までたえず6割以上が道府県に配付された。道府県と市町村の財政需要の大きさに対応するためであるが、これは日本の地方行政における伝統的な道府県の優位性に基づく。主として各地方団体の課税力と財政需要を標準に配付税を配分したことには、創設時から変わらないが、17（1942）年に道府県の単位税額から差引く災害土木債の率を15分の1から7分の1に引き上げ、20（1945）年には財政需要算定のため割増人口数を増加した。わずか数年間に3倍増した地方配付税が、国の地方税源収奪の穴埋めをすると同時に、貧富団体間の財政調整機能がある程度発揮したことも否定しえないところである。いま、その調整効果の一斑を知るために、地租、家屋税および営業税の附加税の賦課率別に、昭和16（1941）年度配付税分与前および分与後の町村数をみると、（中略）賦課率500以上の、300以上500までの高率課税を行っている町村数が、配付税の配付によってかなり減少している（実際、特に賦課率500以上の町村数は、分与前1,194団体から分与後259団体まで減少している。）<sup>(4)</sup>

また、1948年度に限り、第5回国会資料の地方自治庁財政部編の「地方財政計数資料」を参考にして、1948年度の総額493億3,100万円の配付税が、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、京都の6富裕地方と青森、岩手、秋田、山形、鳥取、鹿児島島の6貧弱地方において、それぞれ道府県、大都市、都市、甲町村、乙町村に、いくら配分されたかを表でまとめている。それを見て藤田は、「Aグループに所属する富裕団体でも、（市町村含む総額で）東京の33億2,800万円を筆頭に、他の5団体も11億円から22億円という多額の配付税を配付されているのに反し、最も調整財源を必要とするBグループの6貧弱団体は、（市町村含む総額で）鹿児島島の11億円を除いては、いずれも7億乃至9億円の配付税をうけているにすぎない。こういう結果を生じたことには、各地方団体の財政需要の測定に割増人口数を用い、これに配付税

総額の100分の40が充てられたことが、大きく響いているであろうが、当時地方配付税が、貧弱団体の財源補填機能を十分に発揮していなかったことは、これによっても明瞭である<sup>(5)</sup>」と述べている。

藤田のこれらの研究について、まず、いずれも配分方法における経過年度や当該年度限定の法附則や規則等を含む命令による運営については、ほとんど触れられていないことが問題である。また、その効果、実績として、地租、家屋税および営業税の附加税の賦課率別について述べられているが、高率課税の町村数の減少は当然の結果であり、それが具体的にどれほど各町村財政に影響を与えたかについては述べられていない。1948年度の配付税の6富裕地方、6貧弱地方に分けての道府県、大都市、都市、甲町村、乙町村の配分額の一覧表についても、人口等の団体規模が考慮されていないため、「貧弱団体の財源補填機能を十分に発揮していなかった」と言及するにはいささか早計であるといわざるを得ない。更に、期間も単年度であるため、各年度の法改正等がいかに各地方団体の配分額や機能に影響を与えたかについては不明瞭である。

これらを明らかにすることは、地方財政調整制度の配分方法の発展過程を議論する上でも、また、これらがその後の制度設計にいかなる影響を与えたのかを知る上でも重要である。そのため本稿では、まず、配分方法について、平年度の法本則、規則本則の内容と経過年度、当該年度限定の法附則、規則附則、規定、命令の内容に分けて整理し、毎年度のように行われる法改正と規則（改正）を含んだ様々な命令等を概観した上で、実際に、これらの運営や改正が、各団体の配付額や配付税の機能にどのような影響を及ぼしたのか、性格と歴史上の位置づけはどのようなものになったのか等を明らかにしたいと考える。なお、当該制度において、もう1つの重要な課題である総額決定方法の実態については、別稿<sup>(6)</sup>を参照されたい。

(4) 藤田 [1959 a] 54～55頁。

(5) 藤田 [1959 a] 62～63頁。

(6) 拙著 [2011 a] 及び同 [2011 b] 。

## I 本来の配付税の配分方法

地方分与税は、地租、家屋税及び営業税の三収益税からなる還付税と恒久的な地方財政調整制度である配付税から成っている（法本則第1条及び第2条）。配付税の配分方法については、これまでの臨時地方財政補給金とは異なり、地方固有の財源であることを認識させ確保するために、また、官庁の自由裁量を避けるために<sup>(7)</sup>、配付税に関する事項は、できる限り「地方分与税法」という法律をもって規定されることとなっていた。

また、これを補完するため、地方分与税委員会を設け、配分方法等重要事項については、当該委員会に諮問して決定することとなっていた。地方分与税委員会は、「地方分与税委員会官制（以下官制と記載）」という勅令で規定されており、内務大臣の監督下におかれ（官制第1条）、委員会は、会長1名及び委員16名以内を以って組織されるとされた（官制第2条）。

### 1. 平年度の配分方法

まず、配付税総額について、平年度は、62%を道府県配付税、38%を市町村配付税に区分して、それぞれ道府県及び市町村に分与することとされた（法本則第10条第1号及び第2号）。分与割合がそれぞれ62%と38%になったことについて、当時内務省地方局事務官であった藤井巳之助等は、「この割合は、配付税の総額要額を計算したと同様の方法に依つて計算された額に付て、多少の斟酌を加へられたものである。即ち税制改正時に於ける従前の道府県税総額又は市町村税総額（孰れも臨時地方財政補給金含む。）を、税制改正後に於ても維持することを目途とし、夫々従前の税総額に小学校教育俸給費及職業紹介諸費等の、負担区分の改正に因る負担の増減額、税制改正に因る徴税費の不用額等を加算又は控除して、改正後に於ける財源所要額を計算し、之より改正法に依る税収入（道府県に付てはこの外還付税収

入）見込額を差引きたる額を基礎とし、市町村に在つては団体の規模、財政事情等団体間に著しい県隔があり、従つて配付税の分与上特に考慮を要する<sup>(8)</sup>。」と述べている。実際、平年度の道府県配付税・市町村配付税の総額・割合は、【表1-1】のように算定された。

配付税は、このように道府県配付税と市町村配付税に区分して、分与されることになっているが、市町村配付税については、更に大都市配付税、都市配付税、町村配付税の3種に分け、それぞれ大都市、都市、町村に分与されることが規定されている（法本則第19条第1項）。大都市配付税、都市配付税、町村配付税の各総額については、市町村配付税の総額の半額を市町村標準単位税額から大都市、都市、町村の平均単位税額を控除した残額に各総人口を乗じた額で按分した額と、市町村配付税の総額の半額を大都市、都市、町村の総人口に按分した額の合計額とされている。市町村標準単位税額については、全市町村の国税附加税額と市町村配付税総額の合計額を全市町村の人口で除した額であると、また、大都市、都市、町村の平均単位税額については、大都市、都市、町村の国税附加税額をそれぞれ総人口で除した額であると、更にその国税附加税額については、賦課率2倍で算定した地租附加税、家屋税附加税、営業税附加税の合計額であるとされている（法本則第20条第1項第1号、第2号、第2項、第3項及び第4項）。

市町村配付税を3種に分ける理由について、藤井等は、「一口に市町村というも、団体間には、団体の規模、財政力其の他総ての条件に於て格段の相違があつて、其の相違の程度は、都道府県に於ける比ではない。例えば其の人口に付て見ても、600万を超ゆる人口を包容する大都市から、200にも満たない小農村まであり、財政力を見ても、単位税額が4、50銭以下の貧弱な町村もあれば、30何円という富裕な市町村もある。また、財政需要も、大都市は大都市として、中小都市は中小都市として、農山村は農山村として夫々必要なる限度があり、其の間には、

(7) 荻田 [1942] 32~33頁。

(8) 藤井他 [1940] 78~79頁。

表 1 - 1 平年度の都道府県配付税・市町村配付税の総額・割合の算定

(単位：千円)

区 分	道府県	市町村	合 計
改正時に於ける従前の税額	427,163	605,429	1,032,592
(1) 負担区分の改正に依る増減額	97,766	▲ 125,028	▲ 27,262
(イ) 小学校教員俸給費	110,250	▲ 123,463	
(ロ) 職業紹介所費	▲ 1,565	▲ 1,565	
(ハ) 警察費	▲ 11,444	—	
(ニ) その他	525	—	
(2) 税制改正に因る経費不用額	▲ 11,463	▲ 4,845	▲ 16,308
合計改正後財源所要額	513,466	475,556	989,022
(3) 改正後の附加税及独立税	164,710	371,198	535,908
(4) 還付税	123,279	—	123,279
差引配付税所要額	225,477	104,358	329,835
調整額	▲ 21,000	21,000	0
再合計	204,477	125,358	329,835
割 合	62.0%	38.0%	100.0%

(出所) 藤井他 [1940] 79～80頁に筆者加筆。

相当の開きが存すべきことも当然の理である。之を等しく人口1人当幾許と律するが如きは明らかに不当である<sup>(9)</sup>」ためであると述べている。

次に各配付税の配分基準についてであるが、「課税力及び財政需要を標準として<sup>(10)</sup>」分与されることがとされた。課税力については、全国一定の率で測る必要があるが、税額だけでは課税力は測れないため、当該団体の税額を、当該団体人口で除したものの、すなわち単位税額に逆比例して配分することとされたのである。一方、財政需要については、当該団体が何費としてどのくらいの額を使用したか測定できればよいが、それが当時は、まだ不可能であったため、最終的には人口を採用することとなった。ただし、人口をそのまま標準とするのではなく、人口を特殊な経費を示すいくつかの数字を使って補整したもの、すなわち割増人口に正比例して配分すること

になったのである<sup>(11)</sup>。

財政需要を測定する標準として、人口が用いられることについて、当時内務省地方局財政課長、地方分与税委員会幹事で、地方分与税制度の創設者でもある三好重夫は、「例えば、人口の密度、団体の面積、道路の延長等が、地方団体が地域的団体たる見地から、一応考慮に上つて来る。しかしながら、これらは何れも、財政需要を、人口ほど適切には表現し得ない。即ち、人口の密度の如きは、団体の実情に如何に依り、その大なるものが財政需要大である場合もあれば、その小なるものが財政需要大なる場合もある。団体の面積に付ても、亦同様のことが謂ひ得るであろう。道路の延長の如きは、特定の経費に付ての部分的な財政需要を表現するものではあるけれども、その場合に於ても、道路の質に付ての考慮が欠けている点に於て、必しも適当なる標準とは

(9) 藤井他 [1940] 75～76頁。

(10) 兒玉秀雄内務大臣の帝国議会での説明。『第七十五回帝国議会衆議院議事速記録第十四号』 [1940] 273頁。

(11) 荻田 [1942] 92～93頁。

謂ひ難いであろう<sup>(12)</sup>。」と述べている。

なお、これらで使用する人口については、規則本則第9条第1項及び第2項に、最近の国勢調査に依る人口（拘置所を含む刑務所内にいる人員は含まない。）とすることが規定されていた。

道府県配付税について、平年度は、その総額のそれぞれ半額を都道府県の課税力、すなわち単位税額が道府県標準単位税額に不足する道府県に対してその不足額に当該道府県の人口を乗じた額を標準として按分する第1種配付額と、道府県の財政需要、すなわち当該道府県の割増人口を標準として按分する第2種配付額とに分けて分与することとされていた（法本則第13条、第14条、第15条第1項及び第16条第1項）。

市町村配付税については、まず、総額の半額を大都市、都市、町村の平均単位税額を市町村標準単位税額より控除した残額に各総人口を乗じた額で、大都市配付税と都市配付税及び町村配付税に按分し、残りの半額も、大都市、都市、町村の各総人口（割増人口を用いない）で、大都市配付税と都市配付税及び町村配付税に按分することになっていた（法本則第19条第1項及び第20条第1項）。

按分された大都市配付税について、最終的に平年度は、その総額のそれぞれ半額を大都市の課税力、すなわち単位税額が大都市標準単位税額に不足する市に対して、その不足額に当該市の人口を乗じた額を標準として按分する第1種配付額と、大都市の財政需要、すなわち当該市の割増人口を標準として按分する第2種配付額とに分けて分与することとされていた（法本則第21条、第22条、第23条第1項及び第24条第1項）。

按分された都市配付税と町村配付税について、最終的に平年度は、その総額のそれぞれ47.5%を都市（又は町村）の課税力、すなわち単位税額が都市（又は町村）標準単位税額に不足する市（又は町村）に対して、その不足額に当該市（又は当該町村）の人口を乗じた額を標準として按分する第1種配付額と、都市（又は町村）の財政需要、すなわち当該市

（又は当該町村）の割増人口を標準として按分する第2種配付額に、総額の残り5%を特別の事情のある都市（又は町村）に対しその事情を斟酌して（命令の定めるところに依る）按分する第3種配付額に分けて分与されることとされた（法本則第27条、第28条、第29条第1項、第30条第1項、第31条、第34条、第35条、第36条第1項、第37条第1項及び第38条）。

都市配付税と町村配付税に第3種配付額が設けられたのは、配分方法が機械的であるため、いくつかの特殊な市町村については、課税力（単位税額）及び財政需要（割増人口）では、現状を表せないものが存在することも否定できないためである。とりわけ配付税が、過少に配分される都市や町村については、深刻な問題であり、補完的な制度を用いて対処することが不可欠であった。一方で、当時内務省地方局事務官であった荻田は、「道府県及び大都市配付税に第3種配付額が設けられなかつたのは、道府県及大都市は其の数も少く、大体財政状態等にも変則的なものがないので、単に単位税額及割増人口によって分与すれば適切な結果をえるからである<sup>(13)</sup>。」と述べている。

#### （1）各配付額の算定に用いられる配分基準

ここで更に、各配付額の算定に用いられる配分基準、すなわち第1種配付額の算定に用いられる①単位税額と②標準単位税額、③第2種配付額の算定に用いられる割増人口、④第3種配付額の算定に用いられる命令の定めるところについて詳しく見ていくことにする。

①道府県、大都市、都市、町村の各配付税の第1種配付額の算定に用いられる単位税額についてであるが、道府県配付税については、当該道府県の還付税額と賦課率1倍で算定した国税附加税（地租附加税、家屋税附加税及び営業税附加税）額の合算額より、災害土木費負債（起債）額の15分の1を控除した額を当該道府県の人口で除した額（法本則第15条第2項、第4項）、大都市、都市、町村の各配付税については共通で、当該地方団体の賦課率2倍で算

(12) 三好 [1940c] 40～41頁。

(13) 荻田 [1942] 94頁。

定した国税附加税額の合算額を当該地方団体の人口で除した額とされた（法本則第23条第2項、第4項、第29条第2項、第4項及び第36条第2項、第4項）。

②道府県、大都市、都市、町村の各配付税の第1種配付額の算定に用いられる標準単位税額についてであるが、道府県配付税については、全道府県の還付税額と全道府県の賦課率1倍で算定した国税附加税額並びに道府県配付税総額の合算額より、全道府県の災害土木費負債額の15分の1を控除した額を全道府県の人口で除した額（法本則第15条第3項、第4項）、大都市、都市、町村の各配付税については共通で、全大都市（又は全都市、又は全町村）の賦課率2倍で算定した国税附加税額と大都市（又は都市、又は町村）配付税総額の合算額を全大都市（又は全都市、又は全町村）の人口で除した額とされた（法本則第23条第3項、第4項、第29条第3項、第4項及び第36条第3項、第4項）。

これらについて三好は、「単位税額を以て、課税力を示すものとせられたのは、地方団体が現実に課税を為し得る力を表現するものを探ることが適当と考へられたからである。換言すれば、地方税制上、地方団体に対して与へられた現実に賦課し得る地方税を以て測定したものが、課税力の内容を成すものとするに依つて、課税力を以て第1種配付額の分与の標準とした趣旨に適合すると認められたからに外ならぬ。課税力を示す標準として、単位税額の外に、或は、その団体内の生産額、所得額乃至国税額を採り得ないであらうかといふことが、一応考えられる。然しながら、これらは、何れも、地方団体の独立財源の多寡を示し得ない点、即ち現実に地方団体の課税し得る地方税に直接の関係なき点に於て、適当なる標準たり得ない<sup>(14)</sup>。」と述べている。

災害が起きれば、道府県と同様、市町村も財政が窮乏するため、本来は道府県配付税と同様、大都市、都市、町村の各配付税の単位税額の算定についても、災害債を考慮すべきであるが、それが算定に盛り込まれなかった要因を荻田は、「市町村に対しては、道府県の災害土木費の如く、国家が一定の標準で査

定して補助を与えるやうな、全国画一的な基準による災害債の如きものがないので標準が採り難い<sup>(15)</sup>」からであったとしている。

更に、道府県、大都市、都市、町村の各配付税の第1種配付額の算定に用いられる標準単位税額についてのみ、各配付税総額が加算されていることについて、荻田は、「第1に配付税も道府県（又は大都市、又は都市、又は町村）の税収入であるから、道府県（又は大都市、又は都市、又は町村）の標準となる可き単位税額には之を加ふることが当然である。之の標準単位税額に総ての道府県（又は大都市、又は都市、又は町村）を近づけるやうに第1種配付額を分与するのであるから各道府県（又は大都市、又は都市、又は町村）の単位税額には配付税額を加へないのである。第2に標準単位額として用ふべき数字は単に各道府県（又は大都市、又は都市、又は町村）の平均の単位税額であると其は低く過ぎて財政調整の目標を達することが出来ない。即ち其では平均以下の団体に対してのみより財政調整は出来ないのである。依つて標準単位税額は平均よりも高く定めねばならない。之が為にも標準単位税額には配付税額を加ふることが適当なのである<sup>(16)</sup>。」と述べていることから、道府県、大都市、都市、町村の各配付税の第1種配付額については、分与対象を増やそうという明らかな意図が感じられる。

③道府県、大都市、都市、町村の各配付税の第2種配付額の算定に用いられる割増人口については、当該地方団体の人口に次の2つの数を加えたもの（補整人口）とされた。1つが、道府県、大都市、都市、町村の各平均人口の5分の1、すなわち、それぞれ30万、40万、1万5,000、800で、もう1つが、当該地方団体の尋常小学校（1941年度より国民学校）の児童数の当該地方団体の人口に対する比率が、その全道府県又は全市町村の平均率（全道府県又は全市町村の尋常小学校の児童数の全道府県又は全市町村の人口に対する比率）を超過した地方団体限定の規定で、その超過率に当該地方団体の人口の10倍（道府県についてのみ4倍）を乗じた数となってい

(14) 三好 [1940 a] 62～63頁。

(15) 荻田 [1942] 117～118頁。

(16) 荻田 [1942] 99頁。

る<sup>(17)</sup>（法本則第16条第2項、第24条第2項、第30条第2項及び第37条第2項）。

当該地方団体の人口に、各平均人口の5分の1が加算されることについて、荻田は、「人口の少ない団体は多い団体に比べると其の人口1人当の経費が割高につく。依つて人口の少ない団体に対しては第2種配付額を多額に分与することとする。之が為に（道府県配付税の場合は、）人口に一律に30万を加へるのであるが、之に依り、例えば人口60万の団体は五割増となるに反し人口300万の団体は一割増としかならないから、結局、人口の少ない団体に多額が分与せられることになる<sup>(18)</sup>。」と述べている。

また、尋常小学校（国民学校）児童数によって割増されることについては、「国民学校児童の為に経費が要る。児童数が人口に比例してゐるならば人口だけを標準にとつて置けば十分であるが、必ずしも比例してゐないので、人口に対する児童の比率が全国平均に比し高い団体に対して一定の割増を行ふこととする。而して其れには平均率を超える児童数に対する経費の半額程度を配付税として与えることとする<sup>(19)</sup>。」とされ、道府県、市町村ごとに分け、詳細に計算されている<sup>(20)</sup>。

④都市、町村の各配付税の第3種配付額の算定に用いられる命令の定めるところについては、規則本則8条に規定されており、具体的には、第1種配付額及び第2種配付額に分与額が過少と認められる市町村に対して、災害応急又は復旧費に充てるため借り入れた負債額が多額であることや公用地等の面積が大きいこと、官業の規模が大きなものがあること、人口の増加が著しいこと、人口の密度が稀薄であること、尋常小学校児童数の増加が著しいこと、道府県税附加税額又は独立税額が少額であること、その他特別な事情があることの8項目の事由を斟酌して分与することになっている。

## （2） 分与額の制限

「配付税分与の根本趣旨は独立財源と併せて財政

需要に即応した財源を与ふるに在る。従つて地方財源を以て其の財政需要を充足することの出来る団体に対しては配付税を分与する必要がない<sup>(21)</sup>。」そのため、そもそも第1種配付額については、当該団体の単位税額が標準単位税額を上回っていれば、配分されないことになっているが、それ以外にも、第2種配付額と配付税総額に対して、一定の基準による制限が設けられたのである。制限規定については、不分与と減額の2種類がある。

すなわち、前者は、道府県配付税、大都市配付税及び都市配付税については、単位税額が標準単位税額の1.5倍を超過する地方団体に対して、町村配付税については、単位税額が標準単位税額の2倍を超過する地方団体に対して、第2種配付額は分与されないというものである。また、後者は、第1種配付額と第2種配付額が分与される場合でも、これらの合算額を当該地方団体の人口で除した額と当該地方団体の単位税額との合算額が、標準単位税額の1.5倍（町村の場合は2倍）を超過する地方団体については、その超過額に当該地方団体の人口を乗じた額を配付税の分与額より減額し、減額した額は、道府県配付税と大都市配付税については、他の地方団体へ再分与され、都市配付税と町村配付税については、第3種配付額に加えるというものである（法本則第17条、第25条、第32条及び第39条）。

再分与の場合の配分方法については、第2種配付額の配分方法である割増人口のみで按分して分与することとされ、当該再分与額と制限を加えた分与額を加えた結果、再び標準単位税額の1.5倍（町村の場合は2倍）を超過した場合は、同じ方法で、分与額の超過部分を減額し、その減額によって生じた額は、同様の方法で再分与し、残額なしに至るまで、これを繰り返すこととされた（法本則第18条、第26条、第33条及び第40条）。

## （3） 配付税の分与額の算定期限と交付時期

配付税の各地方団体への分与額の算定は、法本則

(17) 荻田 [1942] 117～118頁。

(18) 荻田 [1942] 103頁。

(19) 同上。

(20) 荻田 [1942] 103～105、118、121、130頁。

(21) 荻田 [1942] 105頁。

第11条より、本来前年度初日の4月1日現在によることになっていた。これについては藤井等が、「配付税の総額は、地方財源（直接課徴の地方税と地方分与税）総額の約2割7、8分に達する多額なものである。しかも、この2割7、8分なる割合は、全国平均であつて、貧弱な団体に於ては、恐らく其の財源総額の4割、5割にも達するものが相当あるのではないかと思はれる。斯くの如き主要な収入が、予算編成前には判明せず、其の年度に入つて漸く判るといふやうなことで、地方団体の財政は、甚だ不安と危険に曝される譯で、到底健全なる財政の計画的運営を期待することは出来ぬ。故に配付税の分与額は、遅くとも地方団体の予算編成前、即ち道府県に付ては交付年度の前年度10月頃迄に、市町村に付ては同12月頃迄に、其の分与額を通知し、以て翌年度に於ける財政運営計画の樹立に支障なからしめなければならぬ。而してこの時期迄に各地方団体に対する分与額を決定する為には、前年度の当初よりその算定に着手しなければならない<sup>(22)</sup>」と述べている。

また、配付税の交付時期については、規則本則第6条により道府県配付税は、毎年度6月、9月、12月、2月、市町村配付税は、4月、7月、10月、1月のそれぞれ4回に分けて、分与金額の4分の1ずつを交付することとなっていた。

しかし、初年度の1940年度と1941年度について（後に1942年度以降も適用）は、各地方団体への配付税の分与額の算定が、当該年度の4月1日現在にずれ込む（法附則第72条）ために<sup>(23)</sup>、1940年度と1941年度に限り（後に1942年度以降も適用）、配付税の交付に関しては命令をもって別段の定めを設けて、配付税は分与額決定前にその一部を前渡するとされた（法附則第74条第1項及び第2項）。残りの交付についても、規則附則第20条第1項により、1940年度と1941年度に限り（後に1942年度以降も適

用）、道府県配付税は8月、11月に、大都市配付税は9月、11月に、分与額より分与額決定前に交付した金額を控除した額の2分の1ずつを、都市配付税及び町村配付税の第1種配付額、第2種配付額及び第4種配付額は9月、11月に、第1種配付額、第2種配付額及び第4種配付額の合計額より分与額決定前に交付した金額を控除した額の2分の1ずつを、都市配付税及び町村配付税の第3種配付額は2月に、その全額を交付することとされたのである。

これまでの財政補給金と比べて、交付回数が増加し、適時に地方団体に分与額が交付されるようになったため、財政補給金に比べると交付団体は、歳計現金に不足を来すことがなくなり、財政的にはかなり運営がし易くなったといえよう。

#### （4）配付税の機能

配付税の機能については、法の中で、明確な規定があったわけではないが、これまでの財政補給金制度で採用されていた課税力に逆比例的に配分される収入格差調整に、新たに財政需要（割増人口）に対して正比例的に配分される需要格差調整が加えられた。これらはいずれも、財政調整機能の範囲内に留まっているといえる。

これ以外にも配付税は、激増する財政需要に対応するために大都市や富裕団体等に過度に配分するといった財政調整機能を超える補助金的な性質、財源付与機能を持ち合わせていたということがわかっている。これは、税制改革前の地方の所得税附加税と戸数割が地方税総額中に占めていた割合が約43%で、それらを全廃して国税化し、これらに代わる形で地方分与税制度が創設されたことに起因している。これについて三好は、「配付税は地方団体に対し、独立財源に依る収入と併せて、各自の財政需要に即応した財源を賦与するために創設されたものである。配付税が、調整財源と称せられるのは、この故に外ならぬ<sup>(24)</sup>。」と述べている。

(22) 藤井他 [1940] 61～62頁。

(23) 荻田は、「昭和15（1940）年度は前年度中に分与額を決定することが出来ず、又その翌年度たる昭和16（1941）年度は其の分与の基数に昭和15年度の数字を用ひなければならぬので、何れも当該年度になってから分与額を算定せねばならぬので、其の算定期日も当該年度4月1日現在によることになっている。」と述べている。荻田 [1942] 82頁。

(24) 三好 [1940 a] 58～59頁。

財源付与機能について、財政調整機能を超えた配分の部分であることについての規定はできるが、実際どこまでが財政調整機能で、どこを超えると財源付与機能なのかということが問題となる。配付税に限っていえば、課税力を配分標準とする第1種配付額と財政需要を配分標準とする第2種配付額は、配付税総額に対して概ね1対1となっている。大都市や富裕団体は、通常、当該団体の単位税額が標準単位税額を上回っているはずであるため、第1種配付額は配分されない。第2種配付額についても、当該団体の単位税額が標準単位税額の1.5倍（町村に限っては2倍）という制限規定はあるものの、配分されるとすれば、第2種配付額が主ということになる。

それらを考慮すると、財源付与機能となった場合の目安は、道府県の富裕団体や大都市の1人当り配付額が、各配付税（道府県配付税や市町村配付税等）の1人当り配付額（平均）の2分の1を超えるかどうかであると考えられる。都市や町村のように個別団体のデータがなく、団体（道府県単位）で見ると、富裕団体等の1人当り配付額が、各配付税（都市配付税や町村配付税）の1人当り配付額（平均）を超えるか、あるいは、各配付税（都市配付税や町村配付税）の1人当り配付額（平均）が貧窮団体等の1人当り配付額を超えるかが、財源付与機能が働いたかどうかを判断する1つの基準となるだろう。

## 2. 経過年度の配分方法

これまで見てきた配分方法については、平年度における規定であるが、配付税には、1940年度から1944年度については経過年度として、附則により平年度とは異なる規定が多く設けられていた。経過年度を設定する理由については、兒玉内務大臣が帝国議会で、「税制に因る歳入の激変を緩和するの必要があると認められますので、配付税に付ては当分の間税制改正に因る減収額をも分与の基準に加え、5箇年度間に互り、逡増又は逡減の方法に依り之を分

与することと致したのであります<sup>(25)</sup>」と説明していることからわかるように、円滑な運営に移行するため、かつ急激な地方税制改正に地方団体が対応できるようにするための過渡的な緩和措置であったといえよう。

経過年度の特別な配分方法は3点ある。

①道府県配付税と市町村配付税の割合についてである。先述したように平年度（割合に限っては1942年度以降）は、配付税総額を道府県配付税62%、市町村配付税38%に分けて分与することとなっていたが、経過年度である1940年度と1941年度に限っては、その配付税総額における分与割合が別に設けられており、法附則第49条第1項及び第2項により、1940年度は64%と36%、1941年度は65%と35%とそれぞれ規定されていた。特別な割合が定められたことについて藤井等は、主として両年度においては、「旧法に依る所得税附加税、営業収益税附加税等の収入があり、其の収入額の割合が道府県と市町村とに差がある為であつて、割合決定の方法は、昭和17（1942）年度以降分と全く同様である<sup>(26)</sup>」と述べている。その結果、両年度のそれぞれの配分額は、【表1-2】のようになった。

②1940年度から1944年度までの5カ年度間に限り、道府県配付税と大都市配付税については、第1種配付額、第2種配付額の他に第3種配付額が（法附則第50条及び第59条）、都市配付税と町村配付税については、第1種配付額、第2種配付額、第3種配付額の他に第4種配付額が、それぞれ設けられたことである（法附則第65条及び第71条）。この間の各配付税の各配付額の割合は【表1-3】のとおりで、毎年度異なる。道府県配付税と大都市配付税の第3種配付額、都市配付税と町村配付税の第4種配付額の配分基準については、新税額が旧税額に不足する道府県、大都市、都市、町村に対して、その不足額に按分して分与することとされている（法附則第51条、第60条、第66条及び第72条）。

③1940年度から1944年度までの5カ年度間に限り、特殊の制限規定が設けられたことである。道府県配

(25) 『第七十五回帝国議会衆議院議事速記録第十四号』 [1940] 273頁。

(26) 藤井他 [1940] 78～79頁。

表 1 - 2 1940年度・1941年度の道府県配付税・市町村配付税の割合と総額

1940年度配付税総額	277,355,620円	}	道府県配付税総額	64%	177,507,597円
			市町村配付税総額	36%	99,848,023円
1941年度配付税総額	281,114,527円	}	道府県配付税総額	65%	182,724,443円
			市町村配付税総額	35%	98,390,084円

(注) 1) なお、1941年3月5日の法改正により、地方分与税法附則第49条第1項及び第2項の1941年度分の規定は削除され、結果的に1941年度は平年度規定、すなわち道府県配付税総額は62%、市町村配付税総額は38%となった。

(出所) 藤井他 [1940] 81頁。

表 1 - 3 経過年度の各配付税の各配付額の割合

	第1種配付額	第2種配付額	第3種配付額
1940年度	35%	35%	30%
1941年度	37.5%	37.5%	25%
1942年度	40%	40%	20%
1943年度	42.5%	42.5%	15%
1944年度	45%	45%	10%

	第1種配付額	第2種配付額	第3種配付額
1940年度	35%	35%	30%
1941年度	37.5%	37.5%	25%
1942年度	40%	40%	20%
1943年度	42.5%	42.5%	15%
1944年度	45%	45%	10%

	第1種配付額	第2種配付額	第3種配付額	第4種配付額
1940年度	32.5%	32.5%	5%	30%
1941年度	35%	35%	5%	25%
1942年度	37.5%	37.5%	5%	20%
1943年度	40%	40%	5%	15%
1944年度	42.5%	42.5%	5%	10%

(注) 1) 上記割合はいずれも1940年度から1944年度までの経過年度に限る。

(出所) 地方分与税法附則第50条、第59条、第65条、第71条より筆者作成。

付税額（又は算出された大都市配付税、都市配付税、町村配付税の各総額、又は大都市配付税額、又は第3種配付額を除く都市配付税額）と新税額の合計額が、旧税額に各年度の率（1940年度は100分の110、1941年度は100分の115、1942年度は100分の120、1943年度は100分の125、1944年度は100分の130）を乗じた額を超過する道府県（又はもの、又は大都市、又は市）については、その超過額の3分の2の額を道府県配付税額（又は大都市配付税、都市配付税、町村配付税の総額、又は大都市配付税額、又は第3種配付額を除く都市配付税額）より減額するとされ

たことである（法附則第53条、第56条、第62条及び第68条）。

## II 各年度の配分方法

### 1. 1940年度から1945年度までの配分方法

1940年度については、経過年度の規定（主として法附則や規則附則）により配分された。交付については、法附則第74条第2項の規定により、1940年5月21日に内務省・大蔵省令第2号により、分与額決定前に配付税の一部（第2種配付額の分与見込額の

範囲内)が前渡されたのである。

1941年度から終戦に至る1945年度までの配分方法については、決して多くはないが、毎年度法改正や規則改正等を含む命令が発せられたため、変更を余儀なくされた。1941年度の主な改正は1点で、法附則第49条第1項、第2項の当該年度限定の配付税総額における道府県配付税と市町村配付税の割合、「65%と35%」という規定が削除され、平年度と同じ割合、すなわち「62%と38%」になったことである。

分与割合の改正については、当時内務大臣であった平沼騏一郎が帝国議会の委員会で、「是は税制改正当時に於ける基礎資料に依りまして、昭和16(1941)年度の道府県及び市町村の各財源所要額を対象として定めたのであります、昭和15年度配付税分与の実績に徴しますと、道府県は三収益税に付きまして、大部分標準率に依る課税で足りて居る状態であり、然るに市町村、就中町村に於きましては、三収益税に対する課税が可なり高率となつたものも相当あつたようであり、勿論其の中には相当の理由がありまして、高率とならざるを得なかつたものもあつたのであります、達観致しまして道府県に比し市町村は相当窮屈であつたように感ぜられるのであります、斯様な事情と昭和16年度に於ける地方税収入の見透し等から考え<sup>(27)</sup>」と説明している。

1942年度の配分方法の主な改正は次の4点である。

①分与割合の改正である。「昭和16(1941)年度の道府県、市町村に於ける課税の状況等に徴しますると、尚ほ市町村の方が概して高率の賦課をなすの已むを得ざる等、財政が相当窮屈のやうでありますので、此の際財源の一部を市町村に移譲するの必要を認めまして、(中略)割合に於て100分の2、配付税額に於て凡そ1,000万円に近い程度のものを道府県より市町村に移譲せんとするものであります<sup>(28)</sup>」という理由で、法本則第10条第1号、第2号の配付

税総額における道府県配付税と市町村配付税の割合の規定が、「62%と38%」から「60%と40%」に変更された。

②道府県の課税力の算定において控除する災害土木費負債額の割合の改正である。法本則第15条第2項、第3項の道府県配付税の第1種配付額の単位税額と標準単位税額で使用する災害土木費負債額の割合を、1940年度と1941年度の実績から、災害債により財政が窮乏している団体が多いことを理由<sup>(29)</sup>に「15分の1」から「7分の1」という倍額程度の率に引き上げられた。

③分与額の経過的制限の程度を緩和するための改正である。法附則第53条、第56条、第62条、第68条の1944年度までの経過年度に限り、旧税額の各総額に各年度の率を乗じた額を超過する道府県配付税額(又は大都市配付税、都市配付税、町村配付税の各総額、又は大都市配付税額、又は第3種配付額を除く都市配付税額)と新税額の合算額が、旧税額に各年度の率を乗じた額を超過する道府県(又はもの、又は大都市、又は市)を対象とする。その超過額の3分の2の額を道府県配付税額(又は大都市配付税、都市配付税、町村配付税の総額、又は大都市配付税額、又は第3種配付額を除く都市配付税額)より減額されるという規定において、旧税額に乘じる率は毎年度決定されていたが、「一定の逡減率を法律で決めてあることは実情に即せず、且つ不当なる結果を生じますので、之を實際の地方税の増加趨勢等を見究めまして、規定するを適当と認められます<sup>(30)</sup>」という理由で、それが削除され、1942年度から1944年度に限り命令によって定めることとされた。

④1942年度の配付税分与額を今年度算定し通達するというを1カ年度延期する改正である。「明年度分の配付税を本年度中に算定することと致しますと、未だ改正税制実施後の適正なる税の実績が現はれて居りませぬ為、非常に無理な課税力に依つ

(27) 『第七十六回帝国議会衆議院地方分与税法中改正法律案委員会議録(速記)第二回』[1941]3頁。

(28) 当時内務次官であった湯澤三千男の説明。『第七十九回帝国議会衆議院所得税法中改正法律案外十七件委員会議録(速記)第二回』[1942]7頁。

(29) 同上。

(30) 同上。

て計算分与することになる虞がありますので<sup>(31)</sup>」、1942年度の配付税額は、法附則第72条と第74条第1項、第2項の配付税の分与額の算定を当該年度初日（4月1日）とし、配付税の交付に関しては命令により別段の定めを設けて、配付税は分与額決定前にその一部を交付するとされる「1941年度」までの特例規定が、それぞれ「1942年度」までに改正され、それに伴い、1942年4月17日に内務省・大蔵省令第2号が発せられ、規則附則第20条第1項の残額の交付時期（回数）と交付金額の「1941年度」までの特例規定も合わせて「1942年度」まで延長された。

1942年度も改正後の規定により配分された。交付に際しては、法附則第74条第2項の規定により、4月17日に内務省・大蔵省令第1号が発せられ、配付税の分与額決定前に配付税の一部（1941年度における配付税分与額の3分の1の範囲内）が前渡されたのである。

1943年度の配分方法については、法改正はないが、防空関係費等の大都市や都市の国政委任事務等が増大したことを受けて、1943年3月13日に内務省・大蔵省令第1号が発せられ、法附則第53条、第56条、第62条、第68条の規定にある経過年度中の1943年度の配付税の分与額の特例の制限の算定に用いる旧税額に乗ずる率が、それぞれ100分の155、100分の160、100分の155、100分の160へと緩和された。

1944年度の配分方法についても法改正はないが、法附則第53条、第56条、第62条、第68条の規定により、1944年3月31日に、旧税額に乗ずる率は100分の220とする制限規定緩和の内務省・大蔵省令第2号が発せられた。

経過年度が終了した1945年度の配分方法の主な改正は下記の3点である。

①分与割合の改正である。「其の後昭和18（1943）年度から国民学校職員の俸給及赴任旅費以外の諸給与が、市町村負担から道府県の負担に移されました、更に昭和19（1944）年度から青年学校職員の諸給与に付きまして、矢張り市町村負担から道府県負担

に移されまして、（中略）更に之に配付税の総額中に加へられることになりました地方職員の給与改善に伴ひ、所要経費の中で地方純負担に属するものを併せて検討を致しました結果<sup>(32)</sup>」、法本則第10条第1号、第2号の配付税総額における道府県配付税と市町村配付税の割合の規定が、「60%と40%」から「63%と37%」に改正された。

②道府県、大都市、都市、町村の割増定数の改正である。「現在それぞれ30万、40万、1万5,000及800となつて居りますのを、それぞれ60万、60万、3万及2,000に改めむとすることであり、課税其他の状況に徴しまするに、人口少数なる団体に於きましては、人口多数なる団体に比しまして、其の財政状況は可なり窮屈でありますし、更に配付税分与の経過年度終了に伴ひ、比較的小団体に多く分与せられて居りました為に、新税額が旧税額に不足する額に按分して分与せられます、所謂経過分与が消滅致します上に、又他面先に申述べましたやうに、三収益税増税の結果、人口多数なる団体に財源の偏在する傾向が一層著しくなつて居りますので、此の際配付税が人口少数なる団体に比較的多く分与せられますやうに、人口割増の一定数を増加せむとするのであります、而して此の増加に際しまして、人口の少数なる団体程経費の割高になる傾向が強い譯でありますので、現行割増定数を町村に付ては2倍半、都市に付ては2倍、大都市に付ては1倍半、又道府県に付ては都市に準じ2倍とせむとするものであります<sup>(33)</sup>」として、法本則第16条第2項、第24条第2項、第30条第2項及び第37条第2項の「前項の」がそれぞれ削除され、道府県配付税（又は大都市配付税、又は都市配付税、又は町村配付税）の第2種配付税を各道府県（又は各大都市、又は各市、又は各町村）に按分する際に使用される人口に加算する数が30万から60万（又は40万から60万、又は1万5,000から3万、又は800から2,000）に改正された。

③市町村配付税の大都市配付税、都市配付税、町

(31) 同上。

(32) 大達茂雄内務大臣の説明。『第八十六回帝国議会貴族院所得税法外十六法律中改正法律案特別委員会議事速記録第一号』[1945] 3頁。

(33) 同上。

村配付税への分割方法の改正である。「財政需要を標準とする分割方法としては、より合理的であると考へられますのみならず、三収益税増税の結果、人口多数なる団体に財源の偏在する傾向が一層強くなつて居ります点を調節し得ることにもなるのであります<sup>(34)</sup>」という理由で、法本則第20条第1項第2号の市町村配付税の総額の半額を大都市配付額、都市配付額、町村配付額に按分する際に使用される各総人口が各総割増人口に改められた。

## 2. 1946年度の配分方法

1946年度は、5月7日の内務省・大蔵省令第1号において、配付税は規則本則第6条に拘らず、道府県配付税は、4月に1945年度分の配付税の分与額の2分の1の範囲内において定める額を、また、8月、11月、2月に残額の3分の1ずつを、市町村配付税は、4月に1945年度分の配付税の分与額の2分の1の範囲内において定める額を、7月、10月、1月に残額の3分の1ずつをそれぞれ交付すると発せられた他、2回に亘り、交付時期と交付金額の変更がなされた。

また、1946年度については、大村清一内務大臣が帝国議会の委員会で、「最近に於ける地方財政の現況を摘出して見ますと、1つは戦災並びに終戦に因る産業界の激変に因り、地方団体は多額の税源其の他の収入源を失ふに至つたのであります、之に加ふるに物価の騰貴に因る職員給与の改善、戦災復旧の復興、食糧増産其の他民生安定の諸施策等に要する経費が嵩んで参りまして、地方団体の財政需要の新規増加額は著しく巨額に上らむと致して居るのであります、更に戦災其の他新たな財政不均衡の原因が加つて参りまして、地方団体相互の間に於ける税源の分布の状況は極めて不均整に相成りまして、之を調整する必要があるのであります<sup>(35)</sup>」と述べているように、本格的な戦災からの復旧や復興と戦災

団体の財政難を緩和するために、9月1日に多くの配分方法の改正が行われた。

法について、まず、全体に関しては、分与割合と配付税の分与額の算定日の改正である。前者は、「従来道府県及び市町村の割振りに依る本来の配付税の額と、それぞれに新たに増加を要すべき財源の中配付税を以て充足する額との合計額（中略）の割合を執つて見ますと、道府県は100分の65.142、市町村は100分の34.857となるので<sup>(36)</sup>、」法本則第10条の配付税総額における道府県配付税と市町村配付税の割合の規定が、「63%と37%」から「65%と35%」に改められた。後者は、法本則第11条第1項により、前年度初日現在に各道府県及び市町村について算定することになっているが、これを法附則第60条により、1946年度と1947年度に限っては、前年度初日とあるのは当該年度初日とされた。

次は、道府県配付税についてで、主な改正は3点である。

①第3種配付額の設定についてである。「戦災地道府県に於きまして多大の財源を喪失致して居るに拘らず、却て其の財政上の需要は激増を致して居るのであります、而も其の状況は必ずしも戦災地道府県の間を一律にすることは困難であります（中略）ので<sup>(37)</sup>、」第1種配付額、第2種配付額の外に、新たに特別の事情のある道府県に対し、その事情を斟酌して命令の定める額を分与する第3種配付額が設けられ（法本則第13条及び第16条の2）、法本則第14条において、第1種配付額と第2種配付額の道府県配付税総額に対する割合をそれぞれ「半額」から「47.5%」に減らし、「同じ性質を持つて居ります現行の都市配付税及び町村配付税の中の第3種配付額に準じまして<sup>(38)</sup>、」第3種配付額の道府県配付税総額に対する割合が新たに5%と定められた。

②財政需要を標準とする第2種配付額分与基準の改正である。「都市方面に特に甚だしい財政需要増

(34) 同上。

(35) 『第九十回帝国議会貴族院所得税法の一部を改正する等の法律案特別委員会議事速記録第一号』[1946] 3頁。

(36) 大村内務大臣の説明。『第九十回帝国議会貴族院所得税法の一部を改正する等の法律案特別委員会議事速記録第一号』[1946] 5頁。

(37) 同上。

(38) 同上。

加致して居ります点に鑑みまして、今回（当該道府県の）大都市部に於きまして、実人口の3倍を取り、都市部に於きましては実人口の2倍、町村部に於ては実人口の1倍、其の合算額に150万を加へたもの数に按分することに改めむとするのであります、現行割増定数の60万は道府県平均人口の4割に相当して居るのであります、改正割増定数150万は配付税分与基準として人口算定方法の改正に伴いまして増加した改訂道府県人口の平均の6割に相当するのであります、人口算定方法の改正に伴ひ、当然増額すべきものを更に5割だけ増額することと致したことに相成るのであります、是は今回新たに府県民税が設けられますので、各団体に対し単純に其の人口に比例して相当の財源が賦与されると云う結果になるのであります、元来、人口1人当りの経費は、人口の少い団体程割高に相成る関係にありますので、人口少数の団体に割高に財源を賦与する途を考へる必要があるからであるのであります、尚国民学校児童数に依る人口割増の制度は、最近の著しい児童の移動の状況に鑑みます時は、一時的な児童数の増減は正しい財政需要の標準とはなり得ませぬので、此の制度を廃止することに致したのであります<sup>(39)</sup>」ということで、法本則第16条第2項の第2種配付額の割増人口の算定の際、当該都道府県の人口に加算する数が、「60万」から「当該道府県の大都市部人口の3倍、都市部人口の2倍及び町村部人口（1倍）の合計額に150万を加算した数」に改められる一方で、もう1つの加算項目であった国民学校児童数の規定が削除された。

③第4種配付額の設定についてである。「戦災を受けました団体は多大の財源を喪失して居りますが、却て其の財源需要は著しく増加致して居りますので、戦災を受けた団体の財政を援助する為に、戦災に依つて減収を生じました額の概ね半額程度を補填することを目途と致しまして、道府県配付税総額の100分の10以内に於きまして、命令に依り定める額を以ちまして、之を第4種配付額と致し、戦災に因る減収額に按分して分与せむとするのであります<sup>(40)</sup>」

として、当分の間の規定として、新たに法本則第49条第1項で、道府県配付税に第1種配付額、第2種配付額、第3種配付額の外に戦災により税収の減収する道府県に対し、その減収額を標準として分与する第4種配付額が設けられ、法本則第49条第2項により道府県配付税総額の10%以内において命令で定める額とされた。

最後は、市町村配付税についてで、主な改正は4点である。

①特別配付税の設定についてである。「道府県配付税第3種配付額設定の理由に付て申述べましたと同様な事情がありますので<sup>(41)</sup>、」大都市配付税、都市配付税、町村配付税の外に、新たに特別の事情のある大都市、都市、町村に対し、その事情を斟酌して命令の定める額を分与する第3種配付額に代わる特別配付税が設けられた（法本則第19条第1項、第2項、第33条、第40条、第40条の2及び第40条の3）。それに伴い、法本則第20条第1項第1号、第2号及び第20条の2において、大都市、都市又は町村の平均単位税額を市町村標準単位税額より控除した残額に各総人口を乗じた額で按分する総額を市町村配付税総額の「半額」から「47.5%」に、また、大都市、都市、町村の各総割増人口で、大都市配付税と都市配付税及び町村配付税に按分する総額を市町村配付税総額の「半額」から「47.5%」に、更にこの「大都市、都市、町村の各総割増人口」を「大都市総人口の3倍、都市総人口の2倍及び町村人口（1倍）」にそれぞれ改正し、新たに特別配付税の総額が市町村配付税総額の5%と定められた。

②市町村配付税総額の大都市配付税、都市配付税、町村配付税への分割方法の改正である。財政需要を標準とする場合は、「現行法は大都市、都市、町村の総割増人口に按分することに致して居るのであります、大都市、都市方面は、戦災に依りまして多大の財源を喪失して居るに拘らず、其の財政需要は却て著しく増加を示して居る現況に鑑みまして、大都市に於ては総人口の3倍、都市に於ては総人口の2倍、町村に於ては総人口の1倍に按分すること

(39) 同上。

(40) 同上。

(41) 同上。

に改正せむとする<sup>(42)</sup>」として、法本則第20条第1項第2号の「大都市、都市及び町村の各総割増人口」が「大都市総人口の3倍、都市総人口の2倍及び町村総人口（1倍）」に改正された。

③大都市配付税、都市配付税、町村配付税の各第2種配付額、分与基準の改正である。「市町村民税の賦課総額の制限が大幅に引上げられます結果、市町村に対し単純に其の人口数に比例して、相当の財源が賦与せられる結果と相成るのであります、併しながら府県の場合に於て申述べましたと同様に、人口1人当りの経費は、人口の少い団体程割高に付くのでありますので、財源も元来人口の少ない団体には割高に与えらるべきであります、此の欠陥を補ふが為に、財政需要を標準とする第2種配付額の分与基準に加算を致しまして、人口少数団体に財源を割高に与へる作用を致させる為に、割増定数を5割づつ増額することと致したのであります<sup>(43)</sup>」としている。法本則第24条第2項、第30条第2項及び第37条第2項の大都市配付税、都市配付税、町村配付税の各第2種配付額の割増人口の算定にあたり、当該団体の人口に加算する数が「60万」から「90万」に、「3万」から「4万5,000」に、「2,000」から「3,000」にそれぞれ改められ、その一方で、道府県と同じ理由で、もう1つの加算項目であった国民学校児童数の規定が削除された。

④臨時特別配付税の設定についてである。道府県配付税第4種配付額と同様の理由<sup>(44)</sup>で当分の間の規定として、新たに法本則第52条第1項で、市町村配付税に大都市配付税、都市配付税、町村配付税、特別配付税の外に戦災により税収の減収する大都市、都市、町村に対し、その減収額を標準として分与する臨時特別配付税がそれぞれ設けられ、法附則第52条第2項により市町村配付税総額の20%以内において命令で定める額とされた。

当該年度は、これら以外にも9月1日に内務省・大蔵省令第4号と第5号が同時に発せられ、第4号

では、道府県配付税の交付時期（本則第6条）や第3種配付税の分与する際の6つの事由（本則第8条）、算定の人口は、当分の間1945年の人口調査とする（附則第29条及び第30条）等の規則の一部改正が、また、第5号では、法附則第49条第2項及び第52条第2項にある1946年度の道府県配付税中の第4種配付税額及び市町村配付税中の臨時特別配付税の各総額は、それぞれ道府県配付税総額の10%、市町村配付税総額の20%とする規定が行われた。

当該年度の期中の改正は、戦災からの復旧や復興と戦災団体の財政難を緩和することが主たる目的であったため、改正事項の多くがこれまで以上に大都市及び都市に手厚い配分となるものであった。

### Ⅲ 地方分与税制度への改正とその配分方法

1947年度になると、「憲法」や「地方自治法」の施行に伴い、一層の地方財政の自主化が要請されるようになり、当該自主化の根源となる独立財源の強化を図ることが必至となった。そのため、「1. 地方所要の財源の充足、2. 自主的財政の確立、3. 税種間負担不均衡の是正、4. 地方財政調整の適正化の4つを目標といたしまして、地方税法の根本に触れてその一部を改正するとともに、地方分与税法の全文を改正すること<sup>(45)</sup>」になったのである。

地方税法の改正については、還付税であった地租、家屋税、営業税に鉦区税、遊興飲食税を加えた国税5税が道府県の独立税として移譲され、更に市町村において、これらの附加税がそれぞれ課されることとされた他、地租と家屋税の税率の引き上げや鉦区税と住民税の増税、法定独立税目の拡張、目的税の整備等も合わせて行われた。

3月31日に公布された地方分与税法の改正では、まず、還付税の規定に関する地方分与税制度の支柱の1つであった還付税制度が廃止され、新たに配付

(42) 同上。

(43) 同上。

(44) 同上。

(45) 当時内務省参与官であった水田三喜男の説明。『第九十二回帝国議会衆議院所得税法を改正する法律案外六件委員会議録（速記）第一回』[1947] 4頁。

税制度が地方分与税制度に改められ（名称変更等され）、法本則第3条、4条、及び5条等、主として還付税に関する規定が削られ、法本則第6条以降の条項が繰り上げられた他、遊興飲食税が、地方へ移譲されることに伴い、法本則第2条の分与税財源から除外されたことが挙げられる。

配分方法について、全体に関しては、分与割合の改正のみである。「明年度において増額を要すべき地方財源の総額中、道府県分は89億5,100万円となるのでありますが、これに対する財源として、分与税において増額する額は、道府県分59億7,900万円、市町村分28億3,400万円となるのでありまして、既定の額であるところの道府県分14億3,600万円、市町村分7億7,300万円を合算いたしますと、道府県分74億1,500万円、市町村分36億700万円となるのであります<sup>(46)</sup>。」その割合を考慮して、法本則第7条の分与税総額における道府県分与税と市町村分与税の割合が、これまでの「65%と35%」から「67%と33%」に改正された。

道府県分与税の主な改正は、次の2点である。

①課税力を標準とする分与基準が1種類追加されたことである。「道府県の独立税目を拡張いたしました結果、三収益税以外の独立税の税収入も相当の額に上ることになったわけでありまして、従いまして、従前のように三収益税のみをもつて課税力を算定し、それだけで課税力を標準とする分与税分与額の算定基準とすることは、穏当ではなくなつたのであります。しかし三収益税以外の独立税は、三収益税ほど普遍的に存在するものではありませんし、賦課率は、概ね団体に一任されているわけでありまして、これらの独立税を三収益税と同じウエイトをもつて分与基準に用いることも適当ではありません。従つて三収益税と三収益税以外の普通税とは別個の分与基準として使用することとしたのであります。しかしてそれぞれの道府県分与税総額に対する割合は、三収益税を用いて分与する額は、原則として100分の45、その他の普通税を用いて分与する額は100分

の5といたしました。これは両者の税額の割合を基準として若干三収益税の方にウエイトをつけて定めることといたしましたからであります<sup>(47)</sup>。」としている。法本則第10条、第11条、第13条第1項、第2項及び第3項の規定により、第1種分与額から第4種分与額の4種に分け、それぞれの割合を道府県分与税総額の45%、5%、45%、5%とし、新たに設定された課税力を分与標準とする第2種分与額は、第2単位税額（当該道府県の普通税総額から、地租額、家屋税額及び営業税額の三収益税額と道府県民税額及び道府県税法定外独立税額の合計額を控除した残額を当該道府県の人口で除した額）が道府県第2標準単位税額（全道府県の普通税総額から、全道府県の三収益税額、道府県民税額及び道府県税法定外独立税額の合計額を控除した残額に、道府県分与税総額の10%を加えた額を全道府県の人口で除した額）に不足する道府県に対し、その不足額に当該道府県の人口を乗じた額に按分して、これを分与することとされた。

②分与税分与額の制限基準の改正である。「課税力を標準とする分与基準を追加いたしましたと同様の理由によりまして、三収益税のみならず、住民税と法定外独立税以外の普通税の全体をみて、それと分与税分与額との合算額の人口1人当たりが、全道府県のそれより著しく高い団体には、分与税の分与額を制限<sup>(48)</sup>」するとされた。法本則第16条第1項、第2項、第3項及び第17条に、第1種分与額、第2種分与額、第3種分与額の合計額を当該道府県の人口で除した額と当該道府県第3単位税額（第1単位税額〔当該道府県の標準賦課率で算定した三収益税額から災害土木費負債額の7分の1を控除した残額を当該道府県の人口で除した額〕と第2単位税額の合計額）との合計額が、道府県第3標準単位税額（道府県第1標準単位税額〔全道府県の標準賦課率で算定した三収益税額に道府県分与税総額の90%を加えた額から全道府県の災害土木負債額の7分の1を控除した残額を全道府県の人口で除した額〕と道

(46) 水田の説明。『第九十二回帝国議会衆議院所得税法を改正する法律案外六件委員会議録（速記）第一回』[1947] 5頁。

(47) 同上。

(48) 同上。

府県第2標準単位税額の合計額)の1.5倍を超過する道府県については、その超過額に当該道府県の人口を乗じた額を分与税から減額し、減額した額は第4種分与額に加えることとされた。

市町村分与税の主な改正は、下記の4点である。

①市町村分与税を大都市分与税、都市分与税、町村分与税の3ブロックに分割する際、課税力を標準として分割する基準が1種類追加されたことである。

「その課税力には三収益税附加税、住民税及び法定外独立税、同附加税以外の普通税を用いること、その総額は市町村分与税の100分の5とすること、及びそれらの事由はいずれも道府県分与税について申し述べたと同じで<sup>(49)</sup>」、法本則第18条第1項、第19条第1項第2号、第4項及び第5項により、大都市分与税、都市分与税、町村分与税及び特別分与税の4種に分類し、市町村分与税総額の5%は、新たに設定された課税力で分割する方法が採られる。市町村第2標準単位税額(全市町村の普通税総額から三収益税附加税額、市町村民税額、法定外独立税附加税額及び市町村税法定外独立税額の合算額を控除した残額に市町村分与税総額の10%を加えた額を全市町村の人口で除した額)から大都市、都市又は町村の第2平均単位税額(大都市、都市又は町村の普通税総額から三収益税附加税額、市町村民税額、法定外独立税附加税額及び市町村税法定外独立税額の合算額を控除した残額をそれぞれ総人口で除した額)を控除した残額に各総人口を乗じた額に按分して、4種に分与するとされた。

②市町村分与税を3ブロックに分割する際、課税力の著しく高いブロックには、分与税の分与額が制限されたことである。「このたび独立税目を多数追加いたしました。その中には地域的に相当偏在すると考えられるものもありますので、市町村分与税を3ブロックへ分割する際にも、ある程度の制限規定を設けておきますと、大都市などで独立税の収入が多いのに分与税の分割額も相当多く、不必要にたくさんの財源が集中するということになるおそれもあるからで<sup>(50)</sup>」、法本則第20条第1項、第2項、

第3項及び第22条で、大都市分与税、都市分与税又は町村分与税の各総額を大都市、都市又は町村の各総人口で除した額及び大都市、都市又は町村の第3平均単位税額(第1平均単位税額〔大都市、都市又は町村の標準賦課率で算定した三収益税附加税額をそれぞれの総人口で除した額〕と第2平均単位税額の合計額)が、市町村第3標準単位税額(市町村第1標準単位税額〔全市町村の標準賦課率で算定した三収益税附加税額及び市町村分与税総額の90%の合計額を全市町村の人口で除した額〕と市町村第2標準単位税額の合計額)の2倍を超過するものについては、その超過額に当該大都市、都市又は町村の総人口を乗じた額を当該大都市分与税、都市分与税又は町村分与税の各総額から減額し、減額した額は特別分与額に加えることとされた。

③大都市分与税、都市分与税及び町村分与税を各大都市、都市、町村に分与する際、課税力を標準として分与する基準が1種類追加されたことである。

「その課税力には三収益税附加税、住民税及び法定外独立税、同附加税以外の普通税を用いること、その総額は市町村分与税の100分の5とすること、及びそれらの事由はいずれも道府県分与税について申し述べたと同じで<sup>(51)</sup>」、法本則第23条、第24条、第26条第1項、第2項及び第3項により、大都市分与税、都市分与税、町村分与税は、それぞれ第1種分与額、第2種分与額及び第3種分与額に分け、それぞれの割合をそれぞれ大都市分与税総額、都市分与税総額、町村分与税総額の47.5%、5%、47.5%とする。新たに設定された課税力を分与標準とする第2種分与額は、第2単位税額(当該市町村の普通税総額から、三収益税附加税額と市町村民税額、法定外独立税附加税額及び市町村税法定外独立税額の合計額を控除した残額を当該市町村の人口で除した額)が大都市第2標準単位税額、都市第2標準単位税額又は町村第2標準単位税額(全大都市、全都市又は全町村の普通税総額から、三収益税附加税額、市町村民税額、法定外独立税附加税額及び市町村税法定外独立税額の合計額を控除した残額に、大都市

(49) 同上。

(50) 同上。

(51) 同上。

分与税総額、都市分与税総額又は町村分与税総額の10%を加えた額を全大都市、全都市又は全町村の人口で除した額)に不足する大都市、都市又は町村に対し、その不足額に当該大都市、都市又は町村の人口を乗じた額に按分して、これを分与することとされた。

④分与税分与額の制限基準の改正である。その内容は道府県分与税と同様<sup>(52)</sup>で、法本則第28条第1項、第2項、第3項及び第29条より、大都市分与税、都市分与税又は町村分与税の額を当該大都市、都市又は町村の人口で除した額と当該大都市、都市又は町村の第3単位税額(第1単位税額〔当該市町村の標準賦課率で算定した三収益税附加税額を当該市町村の人口で除した額〕と第2単位税額の合計額)との合計額が、大都市第3標準単位税額、都市第3標準単位税額又は町村第3標準単位税額(それぞれ大都市第1標準単位税額、都市第1標準単位税額又は町村第1標準単位税額〔全大都市、全都市又は全町村の標準賦課率で算定した三収益税附加税額に大都市分与税総額、都市分与税総額又は町村分与税総額の90%の合計額を全大都市、全都市又は全町村の人口で除した額〕と大都市第2標準単位税額、都市第2標準単位税額又は町村第2標準単位税額の合計額)のそれぞれ1.5倍、1.5倍又は2倍を超過する大都市、都市又は町村については、その超過額に当該大都市、都市又は町村の人口を乗じた額を分与税の分与額から減額し、減額した額は特別分与税に加えることとされた。

当該年度はそれ以外にも、時代背景を反映して期間限定の規定が3つ、法の附則に設けられた。1つ目が、法附則第4条の第1項、第2項及び第5条の当分の間、道府県分与額総額の10%以内において、戦災により税収入の減少した道府県に対し、その減収額を標準として分与する、道府県分与税の第5種分与額の規定である。2つ目も同様に、法附則第7条第1項、第2項及び第8条の当分の間、市町村分与額総額の20%以内において、戦災により税収入の減少した大都市、都市及び町村に対し、その減収額を標準として分与する、市町村分与税の臨時特別分

与税の規定である。3つ目が、法附則第12条の分与税分与額の算定期日に関する特例の規定で、1947年度と1948年度に限り、法本則第8条の「前年度初日」とあるのは「当該年度初日」と読み替えるとされたことである。

法と同様に、規則が3月31日に内務省・大蔵省令第3号で発せられたが、本則第5条に新たに特別分与税の分与する際の事由、附則第12条第1項及び第2項に当分の間、分与税算定に使用する人口は、本則第6条第1項、第2項及び第7条第2項に規定されている最近の国勢調査によらず、1941年人口調査による人口とされたこと等が規定された他は、法の改正に伴う名称変更や規定の追加、削除に止まった。

なお、当該年度は配分方法に関する内務省・大蔵省令が5つ発せられた。内容は、交付期日と交付金額や1948年度は第5種分与額の総額を道府県分与税総額の7%、臨時特別分与税の総額を市町村分与税総額の15%とすることが主たるものであった。

## IV 地方配付税制度への改正とその配分方法

### 1. 1948年度の配分方法

1947年12月末日をもって、内務省が解体され、内務省地方局に代わり、1948年1月7日に新たに第1次地方財政委員会が設立されたことや芦田均内閣の成立が3月10日であったことにより、1948年度は、暫定予算が編成された。そのため、地方分与税の分与額の交付時期と交付金額を規定している規則本則第2条について、1948年度限りの特例を設ける総理庁・大蔵省令が、4月28日、5月20日、6月22日の3回に亘り、発せられた。

1948年度の地方財政については、総司令部からの強い意向もあって、自主化を徹底することとなり、国税の入場税の道府県独立税としての移譲(市町村は附加税を課徴)や道府県独立税としての事業税・鉱産税・酒消費税等の創設(市町村はいずれも附加税を課徴)、地租・家屋税・住民税等の増税、法定外独立税・標準税率超過課税の実施に関しての大臣

(52) 同上。

許可制の廃止等を含んだ地方税法の改正が行われた。また、それと同時に、地方自主化の流れの見地から考えて、分与という言葉は適当ではない<sup>(53)</sup>ため、「地方分与税法」が廃止され、新たに財政調整機能を主とする目的<sup>(54)</sup>で7月7日に「地方配付税法（以降法と記載）」が創設され、遊興飲食税が、地方へ移譲されることに伴い、法本則第2条より配付税財源から除外された。法律は全文改正が行われたが、実際は地方団体の独立財源拡充強化が不十分であったこと<sup>(55)</sup>もあり、本質的な改正とはならず、地方分与税制度に酷似したものとなった。

地方配付税制度の配分方法について、これまでの地方分与税制度から各名称以外で改正されたのは、全体については、配付税割合の変更のみである。

「地方税所要額中独立税または附加税の収入を充ててなお不足する額は、配付税をもって充てることといたしますと、その配付税の所要額は道府県分209億円、市町村分206億円となりますので<sup>(56)</sup>」、地方配付税総額における道府県配付税と市町村配付税の割合で、法本則第7条のこれまでの「67%と33%」から「50%と50%」に改正された。「もつとも本年度は年度途中から制度の改正が行われますので、若干計数に変化がありまして<sup>(57)</sup>、」法附則第39条により、1948年度に限っては、「50%と50%」とあるのは「53%と47%」と読み替えるものとするとのことである。

道府県配付税の主な改正は、下記の3点である。

①各配付額の配付標準と道府県配付税総額に対する各配付額の割合についてである。法本則第10条及び第11条に第1種配付額から第5種配付額までの5種に分け、第1種配付額と第2種配付額は道府県の課税力を標準とし、第3種配付額と第4種配付額は道府県の財政需要を標準とし、第5種配付額は人口

の増加の著しいことやその他特別の事情のある道府県に対し、その事情を考慮して配付するとされ、その配付率はそれぞれ道府県配付税総額の40%、5%、40%、10%、5%と規定された。

②第3種配付額を按分する当該道府県の割増人口の改正である。「従来大都市部の人口については、人口の3倍、都市部の人口については実人口の2倍、町村部の人口については実人口を1倍したものを基数に用いて、按分していたのでありますが、入場税の委譲等によりまして、都市方面の財源は相当増加してまいりましたので、大都市部の人口については実人口の2倍、都市部の人口については実人口の1倍半にしたものによることといたしました。またその際北海道の人口については3割増、東北地方及び北陸地方の分については2割増したものについて、それぞれ割増人口を計算することといたしました。これは寒冷地帯の財政需要は、薪炭費等がかさみまずのと、事業税についても主要食糧に関する部分を除外した関係で、単作地帯においては、事業税の創設により増収を期待することができないという事情を考慮し<sup>(58)</sup>」、法本則第14条第1項及び第2項の第3種配付額を按分する当該道府県の割増人口について、当該道府県の大都市部の人口は「3倍」から「2倍」に、都市部の人口は「2倍」から「1.5倍」に変更され、また、特例として北海道については、その人口を1.3倍したもの、東北地方及び北陸地方については、その人口を1.2倍したもの（寒冷補整）に基いて割増人口が計算されると規定された。

③義務教育にかかる学級数を標準とする設定である。「教育制度の改革に伴い、義務教育職員費が著しく増加することになりますので、その財政需要を

(53) 第1次地方財政委員会委員長であった野溝勝（国務大臣）の説明。『第二回国会衆議院治安及び地方制度委員会議録第四十一号』[1948] 23頁。

(54) 当初地方配付税は、地方団体の独立財源の拡充を前提に制度化される予定であったため、これまでの財源付与機能を廃止し、財政調整機能を果たすに必要な最低限度に止める方針であった。山本 [1948] 22頁。

(55) 第1次地方財政委員会は、煙草消費税の創設も求めていたが、大蔵省の反対で、この時は創設ができなかった。煙草消費税の創設は、1954年度の税制改正で実現することになる。柴田 [1975] 40頁。

(56) 野溝の説明。『第2回国会衆議院治安及び地方制度委員会議録第四十一号』[1948] 23頁。

(57) 同上。

(58) 野溝の説明。『第2回国会衆議院治安及び地方制度委員会議録第四十一号』[1948] 24頁。

配付基準にとり入れることと<sup>(59)</sup>」して、六・三制の新教育制度の導入に伴って、法本則第15条の第4種配付税を当該道府県における義務教育に係る学級の数で按分して配付することとされた。

市町村配付税の主な改正は、次の4点である。

①甲町村配付税と乙町村配付税の区分についてである。自治体警察の発足に伴い、町村に自治体警察を設置する甲町村と自治体警察を設置しない乙町村に区分することとなり、「町村のうちこれを設置するものと設置しないものとの間に著しい財政需要の相違を生ずることとなりましたので、これに即応した配付税の配付をするために<sup>(60)</sup>」、法本則第17条第1項及び第3項に町村配付税を甲町村配付税と乙町村配付税に分けて配付すると規定された。

②課税力に逆比例して配付する配付額の算定方法の改正である。「従来団体間の課税力を測定するものとして、実人口1当りの税額を用いて比較していたのでありますが、市町村に自治体警察が設置せられたことにより、実人口によることが不適当となりましたので、実人口に、300に警察吏員の数を乗じた額を割増したものの1人当りの税額により比較することに<sup>(61)</sup>」した。法本則第18条第1項に市町村配付税総額の40%を大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税に按分する際に使用される市町村第1標準単位税額から大都市、都市、甲町村又は乙町村の各郡（以下各郡と記載）の第1平均単位税額をそれぞれ控除した残額に加算される各郡の総人口に、新たに各郡の警察吏員の総数を300倍した額が加算されると規定された。

③財政需要に比例して配付する配付税の算定方法の改正である。「大都市、都市、甲町村及び乙町村の各ブロック間の人口比例による分割にあたりまして、道府県の配付税におけると同様の趣旨をもちまして、従来大都市、都市及び町村につきそれぞれ実人口の3倍、2倍、1倍したものを按分の基数に用いておりましたのを、それぞれ実人口の2倍、1.5

倍、1倍したものと、300に警察吏員の数を乗じた額を合算したものをを用いることにし、なおその際、北海道の人口については3割増、東北及び北陸地方の人口については2割増したものに基いて割増人口を計算することに改め<sup>(62)</sup>」るとした。法本則第18条第2号の市町村配付税総額の40%を大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税に按分する際に使用される総人口について、都道府県と同様に大都市の人口は「3倍」から「2倍」に、都市の人口は「2倍」から「1.5倍」に変更された。また、特例として北海道については、その人口を1.3倍したものの、東北地方及び北陸地方については、その人口を1.2倍したもの（寒冷補整）とされること、更には法本則第18条第3号によりこれら総人口に新たに各郡の警察吏員の総数を300倍した額が加算されることになった。

④義務教育にかかる生徒児童数と学級数を標準とする設定である。「道府県配付税の場合と同様の趣旨によりまして、新たに義務教育にかかる生徒児童数と、義務教育にかかる学級数とを標準とする配付税額を設けることと<sup>(63)</sup>」し、法本則第18条第4号の市町村配付税総額の10%は、各郡の義務教育に係る生徒児童の総数と義務教育に係る学校の数とを50倍した額との合計額で按分することとされた。

当該年度はそれ以外にも、法附則第40条の配付税の配付額の算定期限で、1948年度と1949年度に限り、「前年度初日」とあるのは「当該年度初日」とする等の特例が規定された。

規則については、8月10日に新たに地方配付税法施行規則が総理庁・大蔵省令第5号で発せられた。その主な改正は、本則第5条第1項及び第2項の配付税の算定で使用する人口は、最近の国勢調査による人口（監獄及び矯正院内に現在した収容者の人員を除く。）とされたことと本則第9条第3項の戦災復旧費負債額の割合について、道府県にあつては3分の1、市町村にあつては10分の10とされたこと等

(59) 同上。

(60) 同上。

(61) 同上。

(62) 同上。

(63) 同上。

である。

それ以降も配分方法に関する総理府・大蔵省令が4つ発せられた。10月1日の第7号では、特別な事情を考慮して配付される道府県配付税の第5種配付額と市町村配付税の特別配付税の各総額に対する割合が、法本則第11条、第18条第1項及び第19条の特例により、1948年度に限り、「5%」から「10%」へとそれぞれ変更されたこと、11月10日の第9号と11月30日の第10号、12月31日の第13号では、いずれも規則本則第27条の一部、すなわち道府県配付税、市町村配付税の交付時期、交付金額のいずれか、あるいは双方の一部が改正された。

## 2. 1949年度の配分方法

1949年度は配付税総額について、第1次地方財政委員会は、前年度に規定された本則第2条の繰入率33.14%で見積もった855億900万円とする案を大蔵省に提出したが、ドッジ・ライン（財政金融引締政策）を推進するドッジの強い要望により、最終的には連合軍総司令部（GHQ）の内示案の577億円へと大きく減額されるに至った<sup>(64)</sup>。しかし、その後、「各種災害が相次いで起り、これに伴う財政支出をも余儀なくされるに及んでとうてい地方財政の均衡を保持することが出来なく<sup>(65)</sup>」なったため、11月の補正予算により、配付税が90億円増額されることになったのである。これらを受けて、4月30日に法本則第2条の繰入率を1949年度に限り、16.29%とする地方配付税法の特例に関する法律が、また、12月10日には、率によらず、667億8,751万8,000円とする地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律が、それぞれ公布された。

配分方法については、法改正はなく、総理府（総理府）・大蔵省令による地方配付税法の特例に関する命令や規則の一部改正、規則の特例に関する命令のみであった。その多くは総額が削減されたことによる対処であった。

4月30日の第2号では、道府県配付税と市町村配付税の交付時期と交付金額について、1949年度に

限った規則本則第2条の特例が発せられた。また、8月25日の第4号では、大幅な配付税総額の削減を受けて、特別な事情を考慮して配付される道府県配付税の第5種配付額と市町村配付税の特別配付税の各総額に対する割合が、前年度同様、特例により、1949年度に限り、「5%」から「10%」へとそれぞれ変更された。更には、補正予算の影響を受けて、12月21日に第7号が発せられ、規則本則第2条の特例として、道府県配付税の配付額は1月に、市町村配付税の配付額は12月に、新たに交付時期を設けて、当初予算に計上された地方配付税の配付額分はすべて年内に交付し、補正予算に計上された地方配付税の配付額分は1月に交付することとされた。

## V 配付税配分の実質効果の検証

ここでは、これまで見てきた法改正や命令が各団体の配付額にどのような影響を与えたのかを検証することにする。配付税総額が、道府県配付税、市町村配付税の大都市配付税、都市配付税及び町村配付税に毎年度どのくらい配分されたのか、各配分額とその総額に対する割合、市町村配付税の大都市配付税、都市配付税及び町村配付税の1人当り配付額（分与額）を表したものが【表5-1】である。

まず、大都市配付税、都市配付税、町村配付税の割合に注目する。初年度については、制限規定により、財政調整機能が働き、大都市や都市には、ほとんど配分されていないことがわかる。1941年度から1944年度にかけては、道府県配付税の割合が減り、市町村配付税の割合が増えていくが、それに反比例するように、町村への配分が減少し、大都市と都市への配分が増加している。1943年度の1人当り配付額を大都市配付税と市町村配付税で比べると、2分の1を超えており、財源付与機能が働いていることがわかる。これらは、1942年度から1944年度の制限規定の緩和がその要因の1つとして挙げられる。それ以外にも、制度外の要因として、配置分合による都市数の増加や当該都市の人口数（総人口に対する

(64) 自治省自治大学校長編 [1972] 102~107頁。

(65) 当時地方自治庁政務次官であった小野哲の説明。『第6回国会衆議院地方行政委員会議録第五号』 [1949] 1頁。

表5-1 各年度の各配付税（分与税）配付状況

(単位：千円)

区分	1940年度	1941年度	1942年度	1943年度	1944年度	1945年度	1946年度	1947年度	1948年度	1949年度	
道府県配付税の額	177,510	198,437	271,683	343,342	401,204	564,786	1,514,928	13,078,785	26,145,485	36,071,962	
総額に対する割合	64.0%	62.0%	60.0%	60.0%	59.9%	63.0%	64.9%	67.0%	53.0%	53.3%	
市町村配付税	大都市配付税の額	2,219	5,620	13,619	22,562	26,365	27,084	251,518	1,360,871	4,529,314	4,388,852
	総額に対する割合	0.8%	1.8%	3.0%	3.9%	3.9%	3.0%	10.8%	7.0%	9.2%	6.5%
	1人当り配付額	0.0002	0.0004	0.0009	0.0016	0.0018	0.0043	0.0334	0.1510	0.5026	0.4871
	都市配付税の額	9,408	11,069	26,115	39,006	45,584	55,141	182,063	1,619,453	5,714,803	7,665,863
	総額に対する割合	3.4%	3.5%	5.8%	6.8%	6.8%	6.2%	7.8%	8.3%	11.6%	11.3%
	1人当り配付額	0.0007	0.0008	0.0020	0.0030	0.0035	0.0040	0.0124	0.0961	0.3392	0.4550
	町村配付税の額	88,218	104,934	141,321	167,325	196,621	249,473	385,763	3,458,407	12,941,502	19,604,602
	総額に対する割合	31.8%	32.8%	31.2%	29.2%	29.4%	27.8%	16.5%	17.7%	26.2%	28.9%
	1人当り配付額	0.0019	0.0023	0.0031	0.0037	0.0043	0.0048	0.0076	0.0662	0.2477	0.3753
	市町村配付税の額	99,845	121,623	181,055	228,893	268,570	331,698	819,344	6,438,731	23,185,619	31,659,317
	総額に対する割合	36.0%	38.0%	40.0%	40.0%	40.1%	37.0%	35.1%	33.0%	47.0%	46.7%
	1人当り配付額	0.0014	0.0017	0.0025	0.0031	0.0037	0.0046	0.0112	0.0824	0.2969	0.4054
総額	277,355	320,060	452,738	572,235	669,774	896,484	2,334,272	19,517,516	49,331,104	67,731,279	
総額に対する割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

- (注) 1) 実数については、すべて決算額を使用している。
- 2) 大都市配付税、都市配付税、町村配付税、市町村配付税の1人当り配付額（分与額）の算定の人口は、配付税（分与税）算定に用いられた最近の人口、すなわち1940年度は1935年の国勢調査を、1941～1945年度は1940年の国勢調査を、1946年度は1945年の人口調査を、1947年度は1946年の人口調査を、1948～1949年度は1947年の臨時国勢調査をそれぞれ使用すべきであるが、当時は市町村の廃置分合が多く、実際の算定の人口はそれらが考慮されているため、その数字により近い人口、すなわち、1940～1944年度は1940年の国勢調査を、1945年度は1945年の人口調査を、1946年度は1946年の人口調査を、1947～1949年度は1947年の臨時国勢調査を使用している。
- 2) 1943年に東京都制が施行されて、東京府及び東京市は廃止され35区は東京都の行政区となる。1947年に地方自治法が公布されて35区は再編され23の特別区となった。
- 3) 大都市とは6大市を指し、東京市（後23特別区）と5大市（横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市）のことをいう。
- 4) 1947年度は制度改正により名称が地方分与税に変わり、当該年度に限り道府県配付税、市町村配付税、大都市配付税、都市配付税、町村配付税の名称もそれぞれ道府県分与税、市町村分与税、大都市分与税、都市分与税、町村分与税に変更されている。

(出所) 地方自治庁財政部編 [1949] 192～200頁及び内務省地方局 [各年] 各頁より筆者作成。

割合)の増加が挙げられる。1941年度から1944年度にかけては、多くの配置分合による境界変更があった。規則本則第5条により、市町村合併や編入により、都市になったり、都市が拡大したりした場合は、人口は境界変更の期日の現在人口が算定に使用される。そのため、これらが配付額に少なからず影響を与えたといえよう<sup>1(66)</sup>。

1945年度については、道府県配付額の割合を増加させたため、一律に大都市、都市、町村への配付額が減少していることがわかる。1946年度になると大都市、都市への配付額が増加し、町村への配付額は著しく減少している。1人当り配付額を見ると、大

都市配付税や都市配付税が、市町村配付税（平均）だけでなく、町村配付税をも上回ることとなり、財源付与機能が一気に高まったといえよう。これは、戦争による被害が大きかった大都市や都市に重点的に配分するため、市町村配付税総額を大都市配付税と都市配付税及び町村配付税に按分する際の1つの配分標準である大都市、都市、町村の各総割増人口を1倍に改正したことや市町村配付税総額の20%相当の臨時特別配付税を設け、戦災後税額が戦災前税額に不足する大都市、都市及び町村に対して、その不足額を按分して配分したことによるものである。

1947年度は、市町村分与税の割合については、大

(66) 1940年の国勢調査、1945年の人口調査の大都市を除く都市の数と人口（割合）は、それぞれ162団体1,319万3,260人（18.0%）、200団体（占領下の沖縄県内2市を除く）1,367万4,110人（19.0%）と大きく異なる。1945年の人口は、戦争犠牲者や疎開の影響がある。1943年度や1944年度の人口であれば、実際はもっと増加していたはずである。

表5-2 貧富道府県間の各年度道府県配付税（分与税）配付状況

(単位：千円)

年度	区分	富裕5団体						貧窮5団体						全国計(Ⅲ)	
		東京	大阪	兵庫	愛知	京都	小計(Ⅰ)	岩手	青森	宮城	高知	鹿児島	小計(Ⅱ)	実数	(Ⅱ)/(Ⅰ)
1940	道府県配付税の額	5,122	267	7,551	4,430	4,227	21,597	3,565	3,474	4,329	2,804	6,202	20,374	177,510	0.94
	全国計に対する割合	2.9%	0.2%	4.3%	2.5%	2.4%	12.2%	2.0%	2.0%	2.4%	1.6%	3.5%	11.5%	100.0%	
	1人当り配付額	0.001	0.000	0.003	0.002	0.002	0.0012	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	0.0037	0.0026	
1941	道府県配付税の額	1,546	1,028	7,629	5,338	2,420	17,961	3,241	3,951	4,786	3,110	6,955	22,043	198,437	1.23
	全国計に対する割合	0.8%	0.5%	3.8%	2.7%	1.2%	9.1%	1.6%	2.0%	2.4%	1.6%	3.5%	11.1%	100.0%	
	1人当り配付額	0.000	0.000	0.002	0.002	0.001	0.0009	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	0.0039	0.0027	
1942	道府県配付税の額	9,321	6,202	7,753	6,950	4,897	35,123	5,942	5,641	6,608	4,044	8,769	31,004	271,683	0.88
	全国計に対する割合	3.4%	2.3%	2.9%	2.6%	1.8%	12.9%	2.2%	2.1%	2.4%	1.5%	3.2%	11.4%	100.0%	
	1人当り配付額	0.001	0.001	0.002	0.002	0.003	0.0017	0.005	0.006	0.005	0.006	0.006	0.0055	0.0037	
1943	道府県配付税の額	13,793	9,177	13,282	11,823	7,037	55,112	6,120	5,900	7,167	4,466	10,194	33,847	343,342	0.61
	全国計に対する割合	4.0%	2.7%	3.9%	3.4%	2.0%	16.1%	1.8%	1.7%	2.1%	1.3%	3.0%	9.9%	100.0%	
	1人当り配付額	0.002	0.002	0.004	0.004	0.004	0.0027	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.0060	0.0047	
1944	道府県配付税の額	16,094	10,708	11,381	12,482	6,549	57,214	8,554	7,891	9,309	5,757	13,488	44,999	401,204	0.79
	全国計に対する割合	4.0%	2.7%	2.8%	3.1%	1.6%	14.3%	2.1%	2.0%	2.3%	1.4%	3.4%	11.2%	100.0%	
	1人当り配付額	0.002	0.002	0.004	0.004	0.004	0.0028	0.008	0.008	0.007	0.008	0.008	0.0079	0.0055	
1945	道府県配付税の額	21,742	14,740	18,773	18,929	11,399	85,583	12,016	10,950	13,202	7,941	15,832	59,941	564,786	0.70
	全国計に対する割合	3.8%	2.6%	3.3%	3.4%	2.0%	15.2%	2.1%	1.9%	2.3%	1.4%	2.8%	10.6%	100.0%	
	1人当り配付額	0.003	0.003	0.006	0.006	0.007	0.0042	0.011	0.011	0.010	0.011	0.010	0.0106	0.0077	
1946	道府県配付税の額	173,149	105,211	60,676	60,662	30,005	429,703	24,264	23,676	27,434	18,432	29,566	123,372	1,514,928	0.29
	全国計に対する割合	11.4%	6.9%	4.0%	4.0%	2.0%	28.4%	1.6%	1.6%	1.8%	1.2%	2.0%	8.1%	100.0%	
	1人当り配付額	0.050	0.038	0.022	0.021	0.019	0.0317	0.020	0.022	0.019	0.024	0.019	0.0203	0.0210	
1947	道府県分与税の額	1,119,788	782,944	505,951	507,070	300,785	3,216,538	227,381	201,266	240,940	171,837	267,040	1,108,464	13,078,785	0.34
	全国計に対する割合	8.6%	6.0%	3.9%	3.9%	2.3%	24.6%	1.7%	1.5%	1.8%	1.3%	2.0%	8.5%	100.0%	
	1人当り分与額	0.268	0.263	0.179	0.174	0.185	0.2214	0.187	0.185	0.165	0.215	0.164	0.1789	0.1789	
1948	道府県配付税の額	1,125,781	920,999	883,446	862,057	475,424	4,267,707	529,318	441,224	588,312	370,167	626,354	2,555,375	26,145,485	0.60
	全国計に対する割合	4.3%	3.5%	3.4%	3.3%	1.8%	16.3%	2.0%	1.7%	2.3%	1.4%	2.4%	9.8%	100.0%	
	1人当り配付額	0.225	0.276	0.289	0.276	0.273	0.2625	0.419	0.374	0.375	0.436	0.359	0.3869	0.3348	
1949	道府県配付税の額	3,389,420	757,600	957,922	972,116	548,606	6,625,664	727,833	602,675	820,316	512,048	944,334	3,607,206	36,071,962	0.54
	全国計に対する割合	9.4%	2.1%	2.7%	2.7%	1.5%	18.4%	2.0%	1.7%	2.3%	1.4%	2.6%	10.0%	100.0%	
	1人当り配付額	0.678	0.227	0.313	0.311	0.315	0.4076	0.576	0.511	0.524	0.604	0.541	0.5462	0.4619	

(注) 1) 道府県配付税の課税力の算定に使用される1940年度予算の各道府県の地租附加税、営業税附加税、家屋税、還付税の合計額を各道府県の最近の人口(1935年の国勢調査、拘置所を含む刑務所内にいる人員は除く)で除した数の多い方から5団体を富裕団体、少ない方から5団体を貧窮団体(戦後占領下に置かれる沖縄県を除く)として選出している。  
 2) 実数については、すべて決算額を使用している。  
 3) 1人当り配付額(分与額)の算定の人口は、実際配付税(分与税)算定に用いられた最近の人口、すなわち1940年度は1935年の国勢調査を、1941~1945年度は1940年の国勢調査を、1946年度は1945年の人口調査を、1947年度は1946年の人口調査を、1948~1949年度は1947年の臨時国勢調査を(いずれも拘置所を含む刑務所内にいる人員は除く)それぞれ使用している。  
 4) 1943年に東京都制が施行されて、東京府及び東京市は廃止され、35区は東京都の行政区となる。1947年に地方自治法が公布されて35区は再編され、23の特別区となった。  
 5) 1947年度は制度改正により名称が地方分与税に変わり、当該年度に限り道府県配付税の名称も道府県分与税に変更されている。

(出所) 地方自治庁財政部編 [1949] 192~200頁及び内務省地方局 [各年] 各頁より筆者作成。

都市分与税のみ減少しているが、それでも1人当り分与額を見ると、大都市分与税や都市分与税が、依然として市町村分与税（平均）、町村分与税よりも多い状況が続いている。大都市分与税が減少したのは、道府県同様に市町村も、当該年度は多くの税源移譲や増税等が実施され、それに伴い大都市を中心に税収が増加することが想定され、分与額を大都市分与税、都市分与税、町村分与税の3つに配分する際の制限規定が強化されたためである。

1948年度は自治体警察の発足に伴い、市町村配付額の割合が増加されたことを受けて、大都市、都市、町村ともに配付額の割合が増加した。中でも町村の配付税額の増加が著しい。市町村配付税総額の38.75%を大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税、乙町村配付税に按分する際に使用される総人口について、大都市の人口は「3倍」から「2倍」に、都市の人口は「2倍」から「1.5倍」に変更されたことや、特例として北海道については、その人口を1.3倍したもの、東北地方及び北陸地方については、その人口を1.2倍したもの（寒冷補整）とされたこと、更には、戦災による税の減収額を標準として分与してきた市町村配付税総額の20%を占める臨時特別配付税が廃止されたこと等が主たる要因である。1949年度については、道府県と市町村への配付額の割合は変わらないが、大都市への配分が減り、町村への配分が増えている。これは、規則本則第9条第3項の戦災復旧費負債額に掛け合わせる市町村の率が、「10分の10」から「2分の1」へと改正されたからである。しかし、1人当り配付額で見ると、市町村配付税や町村配付税に近くなったとはいえ、依然として、財源付与機能が働いており、大都市配付税や都市配付税の方が多くなっている。

続いて、貧富団体に分けて、道府県配付税、都市配付税、町村配付税、それぞれの各年度の配付状況を見ることにする。【表5-2】が道府県配付税で、【表5-3】が都市配付税で、【表5-4】が町村配付税である。

貧富団体の選出について、道府県の場合は、道府県配付税の課税力の算定に使用される1940年度予算の各道府県の地租附加税、営業税附加税、家屋税、還付税の合計額を各道府県の最近の人口（1935年の

国勢調査、拘置所を含む刑務所内にいる人員は除く）で除した数の多い方から5団体を富裕団体、少ない方から5団体を貧窮団体（戦後占領下に置かれる沖縄県を除く）としている。一方、大都市を除く都市と町村の場合については、資料がないため、個別の都市や町村の比較はかなわない。そのため、都市も町村も道府県単位で比較することにする。

【表5-2】、【表5-3】、【表5-4】の各表の1人当り配付額の富裕団体の小計（Ⅰ）や貧窮5団体の小計（Ⅱ）の額、全国計（Ⅲ）、それに貧窮5団体の小計（Ⅱ）の額を富裕団体の小計（Ⅰ）の額で割った（Ⅱ）／（Ⅰ）を中心に見ていくことにする。

まず、【表5-2】の道府県配付税の配付状況についてであるが、初年度である1940年度は（Ⅲ）が（Ⅰ）を大きく上回っており、また（Ⅱ）／（Ⅰ）も3.08と1.0を大きく超えていることから、貧窮団体に傾斜配分されていることがわかる。富裕団体は、当該団体の単位税額が標準単位税額を上回っていれば、第1種配付額は配分されない。第2種配付額の配分については、道府県の場合、当該団体の単位税額が標準単位税額の1.5倍に達するか否かにより決定される。1941年度以降について見てみると、1941年度には（Ⅱ）／（Ⅰ）が4.39と最大となっている。1941年度に富裕団体の税収が増加し、制限規定に抵触して配付税額が減額されたからである。1942年度以降は、その数値が下がっていくが、それは1942年度から1944年度にかけて、国政委任事務等の増大により、道府県配付税の制限規定が緩和されたからである。

ただ、財源付与機能が働き始めるのは（Ⅰ）が（Ⅲ）の2分の1を超える1943年度からである。比較的富裕な団体にも配付税が配分されるようになった。1946年度は（Ⅰ）が（Ⅱ）や（Ⅲ）を超え、（Ⅱ）／（Ⅰ）が0.64と1.0を大きく下回った。貧窮団体よりもむしろ東京都や大阪府、兵庫県といった富裕団体に傾斜配分されていることが見て取れるが、これは、戦災が大きかった大都市や都市を富裕団体が抱えていたからである。当該年度は、それらの復旧や復興のために第2種配付額の割増人口の算定の際の当該道府県人口に加算する数が「60万」から

表5-3 貧富都市間の各年度都市配付税（分与税）配付状況

(単位：千円)

年度	区分	富裕5団体 (道府県単位)						貧窮5団体 (道府県単位)						全国計(Ⅲ) 実数	(Ⅱ)/(Ⅰ)
		新潟	兵庫	栃木	山口	東京	小計(Ⅰ)	茨城	神奈川	青森	山形	宮崎	小計(Ⅱ)		
1940	都市配付税の額	311	149	40	370	0	870	26	286	519	345	379	1,555	9,408	1.79
	全国計に対する割合	3.3%	1.6%	0.4%	3.9%	0.0%	9.2%	0.3%	3.0%	5.5%	3.7%	4.0%	16.5%	100.0%	
	1人当り配付額	0.001	0.000	0.000	0.001	0.000	0.0005	0.000	0.000	0.002	0.002	0.002	0.0011	0.0007	
1941	都市配付税の額	311	222	45	382	12	972	50	335	551	372	378	1,686	11,069	1.73
	全国計に対する割合	2.8%	2.0%	0.4%	3.5%	0.1%	8.8%	0.5%	3.0%	5.0%	3.4%	3.4%	15.2%	100.0%	
	1人当り配付額	0.001	0.000	0.000	0.001	0.000	0.0006	0.000	0.001	0.002	0.002	0.002	0.0012	0.0008	
1942	都市配付税の額	526	571	228	1,091	82	2,498	179	922	937	714	689	3,441	26,115	1.38
	全国計に対する割合	2.0%	2.2%	0.9%	4.2%	0.3%	9.6%	0.7%	3.5%	3.6%	2.7%	2.6%	13.2%	100.0%	
	1人当り配付額	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001	0.0016	0.001	0.002	0.004	0.004	0.003	0.0025	0.0020	
1943	都市配付税の額	756	1,253	386	1,637	169	4,201	442	1,445	1,187	921	866	4,861	39,006	1.16
	全国計に対する割合	1.9%	3.2%	1.0%	4.2%	0.4%	10.8%	1.1%	3.7%	3.0%	2.4%	2.2%	12.5%	100.0%	
	1人当り配付額	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.0026	0.003	0.002	0.005	0.005	0.004	0.0035	0.0030	
1944	都市配付税の額	819	1,220	488	2,226	148	4,901	308	1,710	1,257	982	903	5,160	45,584	1.05
	全国計に対する割合	1.8%	2.7%	1.1%	4.9%	0.3%	10.8%	0.7%	3.8%	2.8%	2.2%	2.0%	11.3%	100.0%	
	1人当り配付額	0.003	0.002	0.003	0.004	0.002	0.0031	0.002	0.003	0.006	0.005	0.004	0.0037	0.0035	
1945	都市配付税の額	844	1,589	670	2,643	254	6,000	605	1,896	1,233	1,005	1,055	5,794	55,141	0.97
	全国計に対する割合	1.5%	2.9%	1.2%	4.8%	0.5%	10.9%	1.1%	3.4%	2.2%	1.8%	1.9%	10.5%	100.0%	
	1人当り配付額	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003	0.0032	0.005	0.003	0.006	0.004	0.006	0.0044	0.0040	
1946	都市配付税の額	2,475	7,498	2,798	9,334	1,540	23,645	2,392	8,369	2,746	2,030	2,226	17,763	182,063	0.75
	全国計に対する割合	1.4%	4.1%	1.5%	5.1%	0.8%	13.0%	1.3%	4.6%	1.5%	1.1%	1.2%	9.8%	100.0%	
	1人当り配付額	0.007	0.012	0.012	0.014	0.015	0.0118	0.017	0.012	0.013	0.009	0.011	0.0121	0.0124	
1947	都市分与税の額	34,015	65,774	24,591	66,779	13,887	205,046	18,853	71,353	23,733	21,706	19,488	155,133	1,619,453	0.76
	全国計に対する割合	2.1%	4.1%	1.5%	4.1%	0.9%	12.7%	1.2%	4.4%	1.5%	1.3%	1.2%	9.6%	100.0%	
	1人当り分与額	0.082	0.088	0.100	0.089	0.117	0.0899	0.114	0.088	0.097	0.088	0.082	0.0912	0.0961	
1948	都市配付税の額	134,580	253,391	55,290	252,949	66,828	763,038	54,087	273,713	83,222	77,527	91,702	580,251	5,714,803	0.76
	全国計に対する割合	2.4%	4.4%	1.0%	4.4%	1.2%	13.4%	0.9%	4.8%	1.5%	1.4%	1.6%	10.2%	100.0%	
	1人当り配付額	0.324	0.338	0.225	0.336	0.565	0.3345	0.328	0.339	0.338	0.315	0.386	0.3411	0.3392	
1949	都市配付税の額	161,837	357,358	100,239	341,645	78,307	1,039,386	84,729	399,005	92,549	120,852	121,167	818,302	7,665,863	0.79
	全国計に対する割合	2.1%	4.7%	1.3%	4.5%	1.0%	13.6%	1.1%	5.2%	1.2%	1.6%	1.6%	10.7%	100.0%	
	1人当り配付額	0.390	0.477	0.407	0.454	0.662	0.4556	0.514	0.495	0.376	0.491	0.510	0.4811	0.4550	

(注) 1) 市町村配付税の課税力の算定に使用される1940年度予算の各道府県の全ての都市（大都市分を除く）の地租附加税、営業税附加税、家屋税附加税の合計額を各道府県の全ての都市の最近の人口（1940年の国勢調査、大都市の人口を除く）で除した数の多い方から5団体（道府県単位）を富裕団体、少ない方から5団体（道府県単位）を貧窮団体（戦後占領下に置かれる沖縄県内と原爆の被害が甚大であった広島県内の都市を除く）として選出している。  
 2) 実数については、すべて決算額を使用している。  
 3) 1人当り配付額（分与額）の算定の人口は、配付税（分与税）算定に用いられた最近の人口、すなわち1940年度は1935年の国勢調査を、1941～1945年度は1940年の国勢調査を、1946年度は1945年の人口調査を、1947年度は1946年の人口調査を、1948～1949年度は1947年の臨時国勢調査をそれぞれ使用すべきであるが、当時は市町村の廃置分合が多く、実際の算定の人口はそれらが考慮されているため、その数字により近い人口、すなわち、1940～1944年度は1940年の国勢調査を、1945年度は1945年の人口調査を、1946年度は1946年の人口調査を、1947～1949年度は1947年の臨時国勢調査を使用している（いずれも大都市の人口を除く）。  
 4) 1943年に東京都制が施行されて、東京府及び東京市は廃止され、35区は東京都の行政区となる。1947年に地方自治法が公布されて35区は再編され、23の特別区となった。  
 5) 大都市配付税（分与税）のある道府県の都市配付税（分与税）の額及び都市配付税（分与税）の額の全国計は、当該都市配付税（分与税）の額から大都市配付税（分与税）の額を控除している。  
 6) 大都市とは6大市を指し、東京市（後23特別区）と5大市（横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市）のことをいう。  
 7) 1947年度は制度改正により名称が地方分与税に変わり、当該年度に限り都市配付税の名称も都市分与税に変更されている。  
 (出所) 地方自治庁財政部編 [1949] 192～200頁及び内務省地方局 [各年] 各頁より筆者作成。

「当該道府県の大都市部人口の3倍、都市部人口の2倍及び町村部人口の1倍の合計額に150万を加算した数」に改正されたり、戦災により税収の減収する道府県に対し、その税収額を標準として分与する道府県配付税総額の10%を占める第4種配付額が設けられたりした。これらにより、財源付与機能が一気に高まったといえよう。一方で、当該年度の(Ⅱ)と(Ⅲ)を比べてみると、(Ⅲ)が(Ⅱ)を上回っているため、全体的に財政調整機能も働かない歪な配分であったことがわかる。

1947年度の(Ⅱ)/(Ⅰ)を見ると、0.81と依然として財源付与機能が効いていることがわかる。数字が1.0に近づいたのは、国税からの道府県への税源移譲や増税、法定独立税目の拡張等が行われ、とりわけ富裕団体の税収が増加したことと新たに地方分与税制度となり、第1種分与額、第2種分与額、第3種分与額の合計額を当該道府県の人口で除した額と当該道府県の第3単位税額との合計額が道府県第3標準単位税額の1.5倍を超過する道府県については、その超過額に当該道府県の人口を乗じた額を分与税から減額するという制限規定が新たに設けられたこと、それにこれまでの第4種配付額に代わる第5種分与額が道府県分与額総額の7%に減少したことによるものである。(Ⅱ)が(Ⅲ)をわずかに上回ったため、財政調整機能は回復したといえよう。

1948年度以降は(Ⅰ)が(Ⅱ)や(Ⅲ)を少し下回り、(Ⅱ)が(Ⅲ)を上回ったため、財源付与機能は低下し、財政調整機能は向上したことが窺える。これは、1948年度に更に国税から道府県への税源移譲や独立税の創設等により、富裕団体を中心に税収が増加したことや戦災団体の財政事情の改善に伴い、第3種配付税額を按分する当該道府県の割増人口の当該道府県の大都市部の人口が「3倍」から「2倍」に、都市部の人口が「2倍」から「1.5倍」に変更され、前年度まであった戦災による税の減収額を標準として分与してきた第5種分与税が廃止されたこと等によるものである。

次に【表5-3】の都市配付税の配付状況を見ることにする。都市配付税の場合は、団体(道府県単位)で、しかも富裕団体の上に大都市配付税があることを考慮に入れる必要がある。よって、財源付与

機能も(Ⅰ)が(Ⅲ)を超えるか、あるいは(Ⅲ)が(Ⅱ)を超えるかしなければ、働いたとはいえないであろう。初年度は、(Ⅰ)が(Ⅲ)を下回り、(Ⅱ)/(Ⅰ)も2.06となっているため、財政調整機能が働いていたといえよう。道府県配付税同様、富裕団体は、当該団体の単位税額が標準単位税額を上回っていれば、第1種配付額は配分されない。第2種配付額の配分についても、当該団体の単位税額が標準単位税額の1.5倍に達していれば配分されない。東京府(八王子市)は、第1種配付額、第2種配付額だけでなく、経過期間における第3種配付額や第4種配付額も配分されていなかったということになる。

1942年度から1945年度にかけて、都市配付税の制限規定が緩和されたり、配置分合により1940年の国勢調査から1945年の人口調査にかけて、富裕団体(道府県単位)が実質11団体(京都の舞鶴市と東舞鶴市の合併による減少を除く)増加しているのに対し、貧窮団体は3団体しか増加していないこと等があったりするが、弱いながらも財政調整機能が働いていたといえよう。

1946年度は、(Ⅱ)/(Ⅰ)が更に1.02へと減少し、(Ⅱ)、(Ⅲ)の順位が変わる等、財政調整機能がほぼ働かなくなり、財源付与機能が働いたといえる。1.02に減少した要因については、戦争による被害が大きかった都市に重点的に配分するため、市町村配付税総額の20%相当の臨時特別配付税を設け、戦災後税額が戦災前税額に不足する都市に対して、その不足額を按分して配分したことが挙げられる。実際、兵庫県内、山口県内、東京都内の都市の配分額の割合、1人当り配分額が高くなっていることが見て取れる。

地方分与制度に改正された1947年度についても、前年度に規定された臨時特別配付税を承継した市町村分与額総額の15%を占める臨時特別分与税が設けられ、戦災により税収の減少した都市に対して、その減収額を標準として分与されたため、(Ⅱ)/(Ⅰ)は最低の1.01となった。(Ⅲ)、(Ⅱ)、(Ⅰ)の順位で前年度と同様の状況となっている。

財政調整機能を主とする目的で1948年度に新たに地方配付税制度が創設された。第1種配付額の当該

表5-4 貧富町村間の各年度町村配付税（分与税）配付状況

(単位：千円)

年度	区分	富裕5団体 (道府県単位)						貧窮5団体 (道府県単位)						全国計(Ⅲ)	
		石川	富山	福井	京都	鳥取	小計(Ⅰ)	岩手	鹿児島	宮城	北海道	福岡	小計(Ⅱ)	実数	(Ⅱ)/(Ⅰ)
1940	町村配付税の額	1,635	1,504	959	1,373	1,169	6,640	2,261	3,220	2,230	7,174	3,538	18,423	88,218	2.77
	全国計に対する割合	1.9%	1.7%	1.1%	1.6%	1.3%	7.5%	2.6%	3.7%	2.5%	8.1%	4.0%	20.9%	100.0%	
	1人当り配付額	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.0025	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.0025	0.0019	
1941	町村配付税の額	1,769	1,705	1,157	1,562	1,433	7,626	2,679	3,984	2,768	8,287	3,692	21,410	104,934	2.81
	全国計に対する割合	1.7%	1.6%	1.1%	1.5%	1.4%	7.3%	2.6%	3.8%	2.6%	7.9%	3.5%	20.4%	100.0%	
	1人当り配付額	0.003	0.003	0.002	0.003	0.004	0.0029	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.0029	0.0023	
1942	町村配付税の額	2,057	2,266	1,492	2,023	1,816	9,654	3,541	5,113	3,624	10,430	5,170	27,878	141,321	2.89
	全国計に対する割合	1.5%	1.6%	1.1%	1.4%	1.3%	6.8%	2.5%	3.6%	2.6%	7.4%	3.7%	19.7%	100.0%	
	1人当り配付額	0.004	0.004	0.003	0.004	0.005	0.0037	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.0037	0.0031	
1943	町村配付税の額	2,367	2,662	1,828	2,308	2,099	11,264	4,226	5,872	4,213	12,031	5,948	32,290	167,325	2.87
	全国計に対する割合	1.4%	1.6%	1.1%	1.4%	1.3%	6.7%	2.5%	3.5%	2.5%	7.2%	3.6%	19.3%	100.0%	
	1人当り配付額	0.004	0.004	0.004	0.004	0.005	0.0043	0.004	0.004	0.004	0.005	0.003	0.0043	0.0037	
1944	町村配付税の額	2,834	2,987	2,084	2,702	2,499	13,106	5,095	6,885	4,921	13,687	6,923	37,511	196,621	2.86
	全国計に対する割合	1.4%	1.5%	1.1%	1.4%	1.3%	6.7%	2.6%	3.5%	2.5%	7.0%	3.5%	19.1%	100.0%	
	1人当り配付額	0.005	0.005	0.004	0.005	0.006	0.0050	0.005	0.005	0.005	0.006	0.004	0.0050	0.0043	
1945	町村配付税の額	2,859	3,368	2,654	3,079	2,567	14,527	6,256	7,984	6,151	15,780	7,992	44,163	249,473	3.04
	全国計に対する割合	1.1%	1.4%	1.1%	1.2%	1.0%	5.8%	2.5%	3.2%	2.5%	6.3%	3.2%	17.7%	100.0%	
	1人当り配付額	0.005	0.005	0.004	0.005	0.006	0.0047	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005	0.0057	0.0048	
1946	町村配付税の額	4,654	5,625	4,820	4,689	3,993	23,781	9,304	10,459	9,104	22,825	10,304	61,996	385,763	2.61
	全国計に対する割合	1.2%	1.5%	1.2%	1.2%	1.0%	6.2%	2.4%	2.7%	2.4%	5.9%	2.7%	16.1%	100.0%	
	1人当り配付額	0.008	0.008	0.008	0.008	0.009	0.0081	0.009	0.007	0.008	0.009	0.006	0.0080	0.0076	
1947	町村分与税の額	40,311	52,141	44,330	47,187	39,354	223,323	76,416	87,648	76,560	211,427	104,916	556,967	3,458,407	2.49
	全国計に対する割合	1.2%	1.5%	1.3%	1.4%	1.1%	6.5%	2.2%	2.5%	2.2%	6.1%	3.0%	16.1%	100.0%	
	1人当り分与額	0.068	0.074	0.071	0.077	0.083	0.0743	0.070	0.060	0.065	0.079	0.057	0.0675	0.0662	
1948	町村配付税の額	157,168	202,022	191,012	158,077	122,646	830,925	278,048	381,763	331,510	876,115	381,815	2,249,251	12,941,502	2.71
	全国計に対する割合	1.2%	1.6%	1.5%	1.2%	0.9%	6.4%	2.1%	2.9%	2.6%	6.8%	3.0%	17.4%	100.0%	
	1人当り配付額	0.264	0.286	0.308	0.260	0.258	0.2764	0.255	0.259	0.280	0.328	0.209	0.2727	0.2477	
1949	町村配付税の額	224,443	307,952	252,893	222,180	194,673	1,202,141	462,810	618,026	510,771	1,377,236	541,947	3,510,790	19,604,602	2.92
	全国計に対する割合	1.1%	1.6%	1.3%	1.1%	1.0%	6.1%	2.4%	3.2%	2.6%	7.0%	2.8%	17.9%	100.0%	
	1人当り配付額	0.377	0.435	0.407	0.365	0.410	0.3998	0.425	0.420	0.432	0.515	0.296	0.4256	0.3753	

(注) 1) 市町村配付税の課税力の算定に使用される1940年度予算の各道府県の全ての町村の地租附加税、営業税附加税、家屋税附加税の合計額を各道府県の全ての町村の最近の人口(1940年の国勢調査)で除した数の多い方から5団体(道府県単位)を富裕団体、少ない方から5団体(道府県単位)を貧窮団体(戦後占領下に置かれる沖縄県内と原爆の被害が甚大であった長崎県内の町村を除く)として選出している。  
 2) 実数については、すべて決算額を使用している。  
 3) 1人当り配付額(分与額)の算定の人口は、配付税(分与税)算定に用いられた最近の人口、すなわち1940年度は1935年の国勢調査を、1941～1945年度は1940年の国勢調査を、1946年度は1945年の人口調査を、1947年度は1946年の人口調査を、1948～1949年度は1947年の臨時国勢調査をそれぞれ使用すべきであるが、当時は市町村の廃置分合が多く、実際の算定の人口はそれらが考慮されているため、その数字により近い人口、すなわち、1940～1944年度は1940年の国勢調査を、1945年度は1945年の人口調査を、1946年度は1946年の人口調査を、1947～1949年度は1947年の臨時国勢調査を使用している。  
 4) 1943年に東京都制が施行されて、東京府及び東京市は廃止され、35区は東京都の行政区となる。1947年に地方自治法が公布されて35区は再編され、23の特別区となった。  
 5) 1947年度は制度改正により名称が地方分与税に変わり、当該年度に限り町村配付税の名称も町村分与税に変更されている。  
 (出所) 地方自治庁財政部編 [1949] 192～200頁及び内務省地方局 [各年] 各頁より筆者作成。

都市の第1単位税額と都市の第1標準単位税額について、臨時特別配付税の廃止に伴って、補整として控除額に戦災復旧費負債額に命令で定める率を乗じた額が控除額とされた。更に除する額として、当該都市の人口又は都市の全人口に、当該都市又は全都市の警察吏員の総数を300倍した額が加算されることになったこと、第2種配付額の第2単位税額と都市の第2標準単位税額について、除数として、当該都市の人口又は全都市の人口に、新たに当該都市の又は全都市の警察吏員の総数を300倍した額が加算されることになったこと、市町村配付額の総額の8.75%を占める第4種配付額について、当該都市の義務教育に係る生徒児童の数と義務教育に係る学校の数を50倍した額との合計額で按分することとされた。(Ⅱ)、(Ⅲ)、(Ⅰ)とкаろうじて正常な順位に戻った。

最後は【表5-4】の町村配付税の配分状況について見ることにする。町村配付税の場合も、団体(道府県単位)で、しかも富裕団体の上に、大都市配付税や都市配付税があることを考慮に入れる必要がある。よって、都市配付税同様、財源付与機能も(Ⅰ)が(Ⅲ)を超えるか、あるいは(Ⅲ)が(Ⅱ)を超えるかしなければ、働いたとはいえないであろう。初年度から、1人当り配分額がわずかな差ではあるが、高い方から、(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)となっており、財源付与機能も財政調整機能もわずかに働いていたといえよう。財源付与機能が初年度から働いているのは、第2種配付額について、都道府県配付税、大都市配付税、都市配付税が、当該団体の単位税額が標準単位税額の1.5倍を超えると配分されないのに対して、町村配付税は2倍まで配分されたこと、すなわち、制限規定が当初から道府県配付税や大都市配付税、都市配付税と比べて緩かったからである。1941年度以降も1945年度と1949年度を除けばそれは変わらず、わずかに財源付与機能と財政調整機能が働いている状況が続いたのである。

## おわりに

最後は、これまで見てきた配付方法の変化が、配付税制度の機能にいかに関与を与えたか、また、ど

のような発展があり、その後の制度にいかに関与を与えたか、わが国の地方財政調整制度史における位置づけと総額決定方法からの影響、残された課題を整理することにする。

配付税の機能については、財政調整機能と財源付与機能が備わっていることがわかっているが、これらについては、これまでの各配付税の配分状況を見てわかったように、当初は、町村配付税を除き、その各配付税の中の配分においても、明確な財政調整機能が働いていた。しかし、それが、1942年度以降、大都市や都市の国政委任事務の完遂のための法改正や命令により、徐々に財源付与機能が強まっていき、その一方で財政調整機能が弱められていく。そして戦後になると、大都市等の戦災の復旧や復興に伴い、財源付与機能が一気に強くなっていくのであるが、その機能が、道府県配付税の場合は、その中での配分(各道府県への配分)の際に、市町村配付税の場合は、大都市配付税、都市配付税、町村配付税への配分の際に、強く発揮されていくようになったのである。換言すれば、都市配付税や町村配付税の中での配分(各市や各町村への配分)では、結果として概ね均等に配分される状況となっていたのである。明らかに機能の変容したということがいえる。

町村配付税のその中での配分(町村への配分)についてだけは、それが戦後からではなく、制度当初から行われていた。町村への配分にはあまり格差を設けない、どの町村に対しても手厚く配分するという意図があったと考えられる。

これまで見てきたように、配分方法の制度改正は、各団体への配付税額はもちろん、機能についても大きな影響を与えたといえよう。制度改正による機能への影響については、その他にもう1つ特筆すべきものがある。それは1948年度の地方配付税の配分方法に見られた六・三制の義務教育という新たな財政需要に対し、市町村配付税総額の10%(当分の間は8.75%)という一定額を設けると同時に、当該額の配付標準として、これまで使用していた割増人口ではなく、義務教育に係る生徒児童数や学級の数を使用したことである。これは、各種負担金補助金が大幅に廃止縮減され、平衡交付金に盛り込まれる際、各省庁が、当該行政がきちんと遂行できる保証があ

るのかどうか問われた結果、必要であると考えられたもの<sup>(67)</sup>、すなわち、その後の平衡交付金や地方交付税の基準財政需要額の算定の際に用いられるものと同様の性質のもので、個別経費の財源保障の萌芽であったといえることができる。

総額決定方法からの配分方法への影響については、ほとんど受けていないといってよい。配付税の総額は、当初、国税リンク方式で決定される予定であったが、太平洋戦争の勃発もあり、次年度からすぐに国税リンク方式に年度間財政調整制度の「裁量による調整」を加える方式へシフトし、更に1943年度からは、地方団体の財源不足額にも対応する「総額における財源保障」方式も組み込まれていったという経緯がある。1947年度までは、当該年度の新規の増減部分に限定されていた総額における財源保障も、1948年度からは地方財政計画が策定され、従来（過年度）の財政需要額や財政収入額の増減部分にまで範囲が及ぶに至り、当該機能を拡大していくことになる<sup>(68)</sup>。

このように総額については、地方団体に国政委任事務を完遂させるという目的もあり、ドッジにより一方的に総額が削減された1949年度を除いて、戦中戦後期においても比較的容易に最低限度額が確保され、安定していたといえる。配付税の原資が、経済の伸長や物価上昇にも対応できる所得税と法人税であったことが、これを支えた大きな要因であることはいうまでもない。そのため、配分については、1949年度を除いて、総額の影響よりもむしろ国政委任事務の完遂と戦災団体の復旧・復興の影響を受け、運営されたといえるであろう。

配付税については、戦中戦後期という特殊な時代背景の中で、翻弄されながらも、毎年度のように制度改正を行うことで、制度を維持してきた。ドッジ・ラインによる配付税削減とシャープ勧告により、

1949年度限りで配付税制度は廃止され、1950年度に新たに平衡交付金制度が創設されることになるが、これらがなければ、その後も配付税制度は継続されていたであろう。

ただし、配付税制度、とりわけその配分方法に問題がなかったわけではない。当時、総理庁事務官であった柴田護<sup>(69)</sup>が「配分方法の複雑な記述は、普通人には到底直ちに理解し難いのみならず、地方財務に携わる人々にさえ、極めて難解である<sup>(70)</sup>。」と述べたように、毎年度行われる制度改正や法本則、規則本則だけでなく、法附則、規則附則も多用する運営、命令による規定や特例等もあって、各地方団体の財政需要や財源の測定が精緻になった半面、制度が複雑になっていったことは否定し難い事実である。

これについては、当時、第1次地方財政委員会事務局企画課長であった奥野誠亮<sup>(71)</sup>も「各地方団体が受けとる毎年度分の地方配付税額は、その年度開始前、年間の財政計画を樹立する際には、既に地方団体に判明していなければならない。然も、各地方団体が、単に政府からの通知を俟つて始めて、その額を知り得るに止まらず、自らもまたその人に、課税力、義務教育にかかる生徒児童数等を算定することによつて、その収入し得る地方配付税の額を推定し得るものでなければならない。何となれば、自らその収入すべき額を推定し得ないのでは、形式的には如何に租税の名称を以て呼ぶとも、実質的にはどうしても自らの租税という感じは出てこないであろう。（中略）即ち、地方団体は地方配付税に対する国庫補助金に対するが如き態度をとり、徒らにその多からんことをのみ求めては、得られた収入を濫費する傾向が生ずるのである。（中略）従つて、地方配付税の配分方法は、なるべく簡明なものでなければ

(67) 地方財政平衡交付金法案の作成に寄与し、第2次地方財政委員会、地方自治庁ではそれぞれ事務局財務課課長補佐と財政課課長補佐を兼務し、平衡交付金の運営に従事した立田清士の述懐。立田 [2004] 258頁。

(68) 詳細については、拙著 [2011 a] 及び同 [2011 b] を参照されたい。

(69) 柴田は第1次地方財政委員会の後に組織された地方自治庁では官房の総務課長を、第2次地方財政委員会では税務部府県税課長、自治庁財政課長、自治省官房長、同税務局長、同財政局長、同事務次官等を歴任した。

(70) 柴田 [1949] 35頁。

(71) 奥野はその後、地方自治庁財政部財政課長兼調査課長、第2次地方財政委員会事務局財務部財務課長兼地方自治庁財政課長、自治省財政局長、同事務次官等を歴任した。

ばならない<sup>(72)</sup>。」と語っている。

だからといって、配分方法は、簡素であれば良いというわけでもない。簡素にすれば、各地方団体の財政需要や財源状況を上手く反映することができず、適切な配分を行うことができないからである。そのため、法附則や規則附則、命令による規定や特例等での運営や制度改正は極力控え、法本則や規則本則での運営を心掛け、法律の条文の文言についても簡素で分かり易い記述にすることが重要である。

分与額の算定日については、法附則第72条に1940年度と1941年度の特例として規定されたが、結局1942年度以降もその必要が認められ、法律の改正が行われ、附則の算定日がそのまま毎年度適用されてきた。算定日が当該年度にずれ込むことにより、毎年度地方団体は、年度開始前に年間の財政計画を立てることもできず、財源確保もままならず翻弄されていったことは事実である。また、各地方団体、自らの財政需要や財源の測定ができて、各地方団体

の分与額は、他の地方団体の財政需要や財源に影響を受け配分されるため、予見できないといったことも、合わせて配付税の配分方法の欠陥だったということができる。

その他にもシャウプ勧告では、配分方法において、各地方の実際の財政力または財政需要を必ずしも反映しない独断的な面が若干あることや配付税を根拠なく都道府県と市町村とに半分ずつ支給していること、特定配付法はただ便宜上のもので、これら2種の地方（都道府県と市町村）の相対的必要を研究した結果に基づいたものではないこと<sup>(73)</sup>が、また、立田は、大阪府などの富裕な地方団体に対して、一般財源の3割近くを占める額が交付されるなど財政調整の不徹底という制度的な欠陥があるということ<sup>(74)</sup>も指摘している。

このようにいくつか問題があり、これらの問題を解消すべく、その後、平衡交付金が創設されることになったのである。

(なかむら としひこ 長野県立大学グローバルマネジメント学部准教授)

キーワード：配付税／配分方法／財政調整機能／財源付与機能／制限規定

#### 【参考文献】

- 大蔵省財政史室編 [1978] 『昭和財政史 — 終戦から講和まで — 第16巻 地方財政』東洋経済新報社。  
大蔵省昭和財政史編集室編 [1954] 『昭和財政史 第14巻 地方財政』東洋経済新報社。  
荻田保 [1942] 『地方分與税』良書普及会。  
荻田保 [1949] 『地方財政』圭文館。  
荻田保 [1951] 『地方財政制度』学陽書房。  
奥野誠亮 [1949] 「地方配付税の性格とその配分を論ず」『税』第27巻第3月号、帝国地方行政学会。  
自治省財政局編 [1963] 『地方財政制度資料 第3巻』。  
自治省財政局編 [1965] 『地方財政制度資料 第2巻』。  
自治省自治大学校長編 [1972] 『戦後自治史XII（地方税財政制度の改革（中巻））』自治大学校。  
自治大学校長編 [1969] 『戦後自治史XI（地方税財政制度の改革（上巻））』自治大学校。  
自治庁財政部編 [1953] 『地方財政の実態と問題の所在』。  
柴田護 [1949] 「地方配付税あれこれ」『税』4月号、帝国地方行政学会。  
柴田護 [1975] 『自治の流れの中で 戦後地方税財政外史』ぎょうせい。  
『シャウプ使節団日本税制報告書（復元版）』 [1979] 日本税理士会連合会出版局。

(72) 奥野 [1949] 17頁。

(73) シャウプ勧告での配付税を根拠なく道府県と市町村とに半分ずつ支給という指摘は、これまで見てきたように、その時たまたまそのような割合になっていただけであり、的確な指摘ではない。『シャウプ使節団日本税制報告書（復元版）』 [1979] 181頁。

(74) 自治庁財政部編 [1953] 106～107頁。

- 拙著 [2010 a] 「地方財政委員会の創設について（一）」『自治研究』第86巻第12号。
- 拙著 [2010 b] 「地方財政調整制度の配分方法と機能拡大について」『経済と社会』第25巻、沖縄経済学会。
- 拙著 [2011 a] 「配付税の総額決定方法の実態について（一）」『自治研究』第87巻第9号。
- 拙著 [2011 b] 「配付税の総額決定方法の実態について（二・完）」『自治研究』第87巻第10号。
- 地方財政委員会編 [1948] 『地方財政調整制度の研究』帝国地方行政学会。
- 地方自治庁財政部編 [1949] 『地方財政計数資料』地方財務協会。
- 立田清士 [2004] 「シャープ勧告と地方財政平衡交付金について」『地方財政』第43巻4月号、地方財務協会。
- 内務省 [1932] 「地方財政調整交付金制度要綱案」『自治研究』第8巻第8号、良書普及会。
- 内務省地方局 [各年] 『地方財政概要 各巻（復刻版）』クレス出版。
- 藤井巳之助他 [1940] 『地方分與税』自治館。
- 藤田武夫 [1959 a] 「日本における地方財政調整交付金の発達」『経済学研究』第13巻第1号、立教大学経済学研究会。
- 藤田武夫 [1959 b] 「日本における地方財政調整交付金の発達（二）」『経済学研究』第13巻第2号、立教大学経済学研究会。
- 藤田武夫 [1959 c] 「日本における地方財政調整交付金の発達（三）」『経済学研究』第13巻第3号、立教大学経済学研究会。
- 藤田武夫 [1976] 『現代日本地方財政史（上巻）』日本評論社。
- 松田達美 [1949] 「地方配付税の効用と運用」『都市問題研究』第2集、都市問題研究会。
- 三好重夫 [1940 a] 「道府県配付税（一）」『自治研究』第16巻第10号、良書普及会。
- 三好重夫 [1940 b] 「道府県配付税（二）」『自治研究』第16巻第11号、良書普及会。
- 三好重夫 [1940 c] 「道府県配付税（三）」『自治研究』第16巻第12号、良書普及会。
- 三好重夫 [1941] 「道府県配付税（四・完）」『自治研究』第17巻第1号、良書普及会。
- 山本晴男 [1948] 「地方配付税の改正」『税』9月号、帝国地方行政学会。